

**新座市高齢者福祉計画
新座市介護保険事業計画**

第 7 期 計 画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

新座市

— 目 次 —

第1章 計画の概要

1	計画改定の趣旨	2
2	計画の性格及び位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
5	計画策定後の点検体制	5

第2章 高齢者の現状と将来推計等

1	総人口の推移	8
2	高齢者の現状	10
3	介護保険の実施状況	13
4	平成37年度に向けた中・長期的な推計	16

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1	計画の基本理念	18
2	基本目標	19
3	第7期計画における事業ごとの目標	23
4	日常生活圏域の設定	25
5	施策の体系	31

第4章 介護保険サービスの展開

1	居宅サービスの見込量	34
2	地域密着型サービスの見込量	48
3	施設サービスの見込量	55
4	介護保険サービス給付費の見込み	58
5	介護保険サービスの確保策	61

第5章 地域支援事業の展開

1	介護予防・日常生活支援総合事業	66
2	包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）	74
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	80
4	任意事業	86
5	地域支援事業の事業費の見込み	92

第6章 高齢者一般施策と関連事業の展開

1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業）	94
2 生きがいと社会参加支援に係る施策	103
3 住まいと住宅関連施策	108

資料編

資料1 策定体制及び策定経過	112
資料2 諮問・答申	117
資料3 アンケート結果の概要	118
資料4 公聴会における意見の概要	121
資料5 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案に対する 意見の概要	123

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

本市では平成27年3月^{注)}に「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第6期計画」(以下、「第6期計画」といいます。)を策定しました。

市では、この第6期計画に基づき、地域包括支援センター(新座市では「高齢者相談センター^{*}」)による地域包括ケアを強化するとともに、認知症ガイドブックの配布や徘徊模擬訓練の実施など、認知症高齢者を地域全体で支えるための取組や多職種連携協議体会議など在宅医療・介護連携等を進めてきました。

また、地域密着型サービスとしては、新たに定期巡回・随時訪問型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を整備するなど、安定的なサービス提供体制の基盤強化などを進めてきました。

また、平成29年4月より、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」といいます。))を開始し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援の充実に努めてきました。

しかしながら、今後も65歳以上の高齢者人口は増加し続け、併せて高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加していくことが予測されています。また、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加も見込まれることから、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者が身近な地域においてインフォーマルサポート^{*}を含めて医療・介護・福祉等の様々なサービスを切れ目なく利用でき、在宅で安心して生活できる地域包括ケアシステム^{*}の深化・推進が重要な課題となっています。

この計画は、以上のことを踏まえ、高齢者の生活全般にかかる課題に対応するための基本的政策目標とその実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的に改定するものです。

注) 年号について：

元号は2019年に変わりますが、新名称が未定のため、2019年以降も「平成」と表記しています。

^{*} 高齢者相談センター：介護保険法第115条の45に基づき設置する地域包括支援センターのことであり、新座市では、平成24年度から呼称を「高齢者相談センター」としました。地域包括ケアシステムの中核機関であり、①「介護予防ケアマネジメント」②「総合相談」③「権利擁護」④「包括的・継続的ケアマネジメント」などの機能を担います。

^{*} インフォーマルサポート：近隣や地域社会、ボランティア等が行うサービスのことをいいます。公的機関が行う制度に基づくサービス(フォーマルサービス)の対語として使われます。

^{*} 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

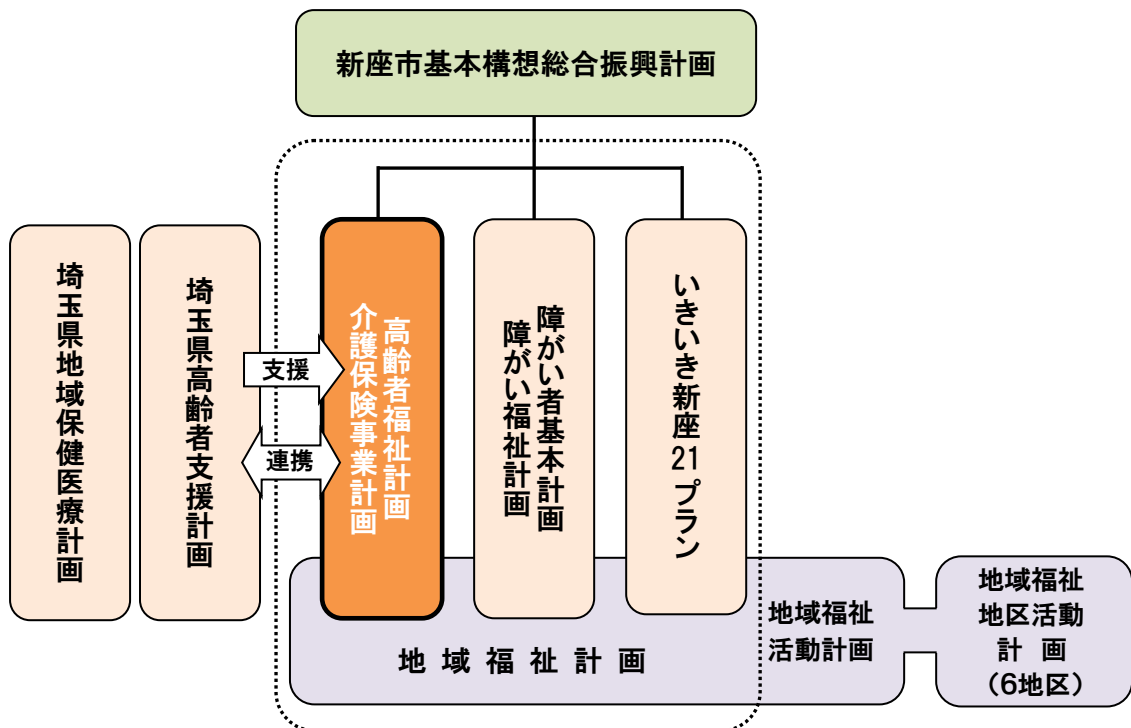
2 計画の性格及び位置付け

この計画は、医療・介護・福祉をはじめとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、すべての高齢者に対応した施策を展開するものです。

また、市の基本構想総合振興計画に基づき、地域福祉計画・地域福祉活動計画・地域福祉地区活動計画[※]、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい福祉計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合も図っています。

図 各計画の関連



[※] 本市では、市が策定する地域福祉計画と新座市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体の計画として策定しました。また、この計画を地域で推進するため、日常生活圏域に対応した市内6つの地域福祉圏域ごとに、地域住民等が主体となって地域福祉地区活動計画を策定しており、北部第一、北部第二、南部、東部第一及び東部第二地区において策定されています。

3 計画の期間

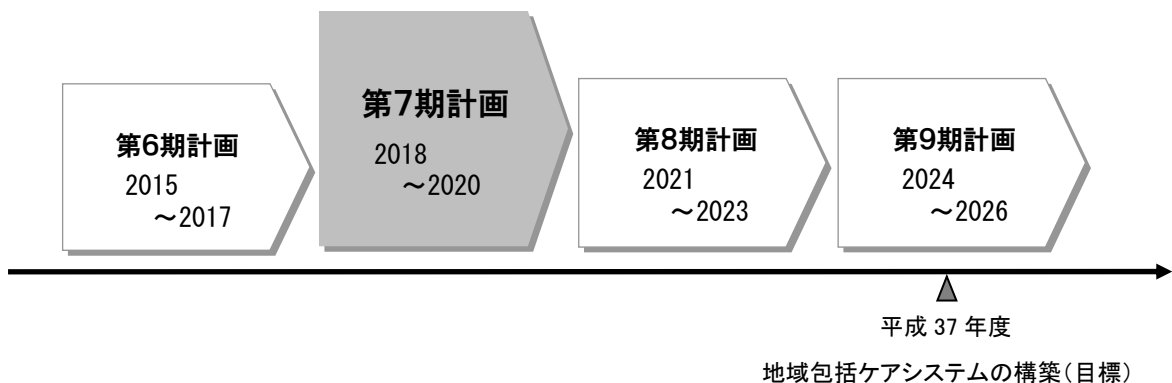
この計画は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする、3年を一期とする計画です。

なお、この計画は、第6期計画で進めてきた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、これまでの方向性を継承しつつ、自立支援、介護予防・重度化防止、在宅医療・介護連携及び認知症施策の推進等の取組について、具体化していくための計画として位置付けられます。

計画の期間

年度	平成 24年 2012年	25年 2013年	26年 2014年	27年 2015年	28年 2016年	29年 2017年	30年 2018年	31年 2019年	32年 2020年
計画 期間	第5期計画 (平成24年度～平成26年度)			第6期計画 (平成27年度～平成29年度)			見直し	第7期計画 (平成30年度～平成32年度)	
	第4次新座市基本構想総合振興計画 (平成23年度～平成32年度)								
							第3次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (平成29年度～平成33年度)		第5次新座市障がい者基本計画 (平成29年度～平成33年度)
関連 計画									
							第2次いきいき新座21プラン (平成27年度～平成36年度)		

平成37年度（2025年度）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進



4 計画の策定体制

この計画は、「新座市介護保険事業計画等推進委員会」の諮問・答申を経て策定しました。

また、策定に当たり、市内在住の65歳以上の市民（要介護1～5の認定を受けている方を除く）を対象に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、市内在住の要支援・要介護認定を受けている方^{*}とその主な介護者を対象に実施した「在宅介護実態調査」の結果、地域ケア会議や生活支援体制整備研究会から抽出された地域課題を踏まえ、高齢者の生活状況や生活支援ニーズなどを把握するとともに、幅広く市民の意見を反映させるため、公聴会及び計画素案に対する新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集を実施しました。

庁内の関係各課に対しては、第6期計画に位置付けた関連事業の進捗状況及び今後の方向性について調票調査・ヒアリングを行いました。

5 計画策定後の点検体制

この計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、事業の進捗状況を毎年度点検・評価を行います。

また、計画の達成状況については、自ら実績評価を行い、新たな取組につなげていくために、PDCAサイクルの適切な運用を図ります。

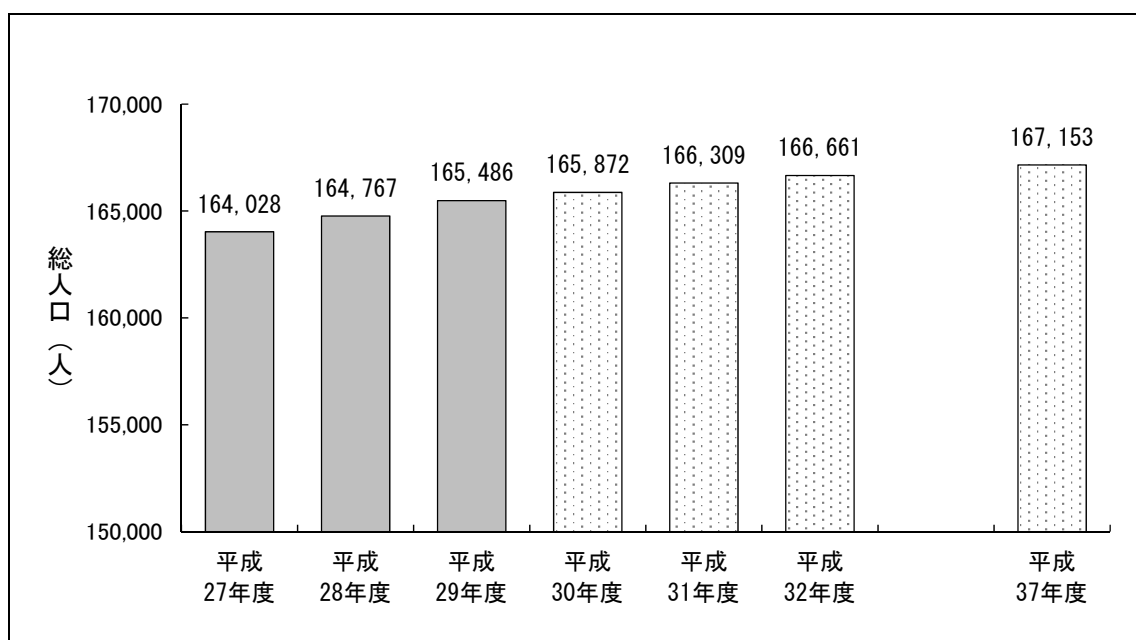
^{*} 要支援・要介護認定を受けている方：平成28年12月1日を基準日として、要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請及び区分変更申請をした方を抽出。

第2章 高齢者の現状と将来推計等

1 総人口の推移

平成29年度（平成30年1月1日現在）の総人口は165,486人となっています。これをコーホート変化率法[※]により男女別・1歳別に推計した結果、今後ともわずかずつ増加を続け、平成32年度には166,661人、平成37年度には167,153人となることが予測されます。

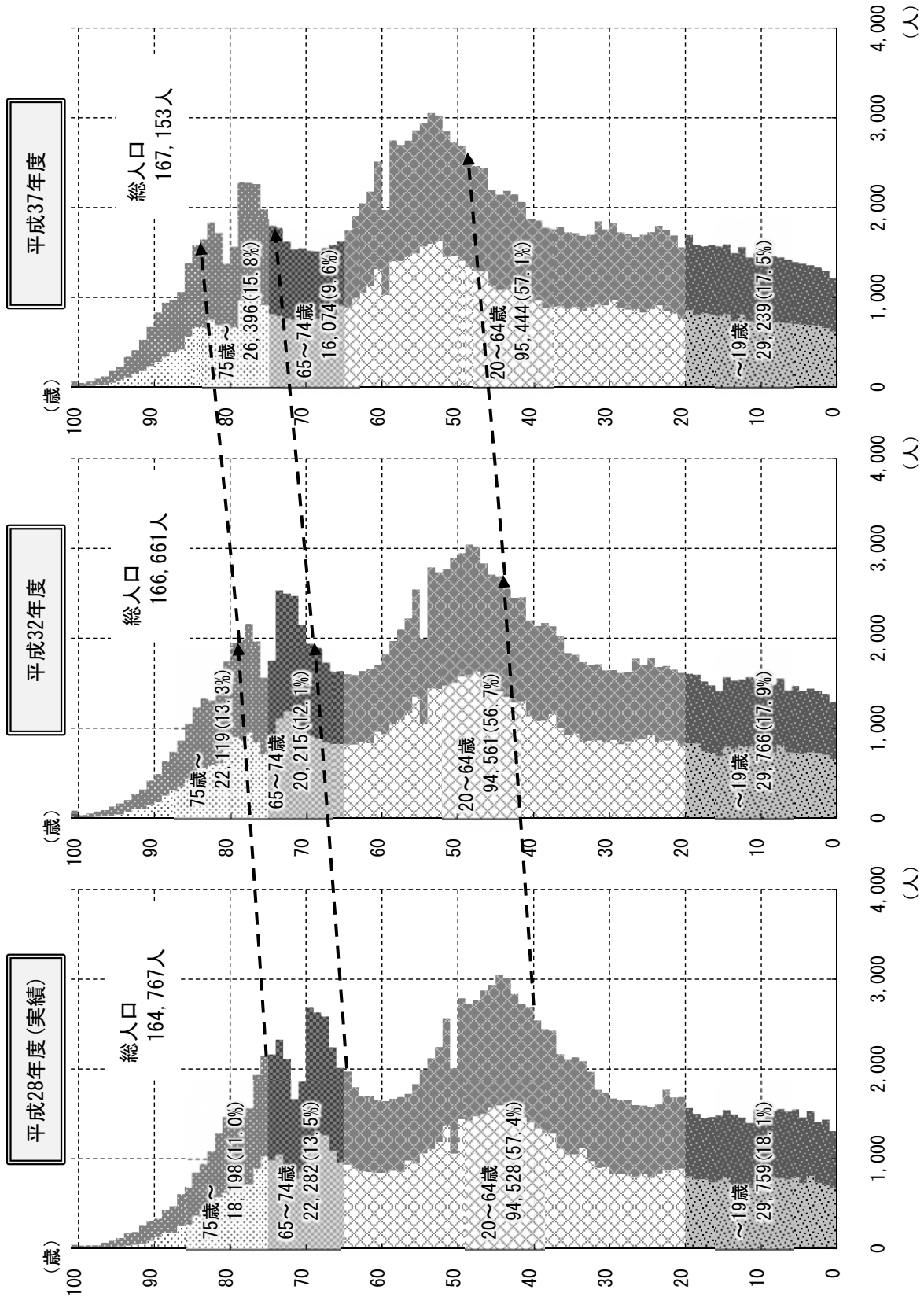
図 総人口の推移（各年度1月1日現在）



資料：実績値（平成27年度～平成29年度）は住民基本台帳（各年1月1日現在）
推計値（平成30年度以降）は介護保険課による推計

[※] 「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです。

図 人口ピラミッド（各年度1月1日現在）



※ 年度別の図表中、それぞれ左側を男性、右側を女性で表現しています。
 資料：平成29年は住民基本台帳人口、平成32年及び平成37年はコーホート変化率法による推計（介護保険課）

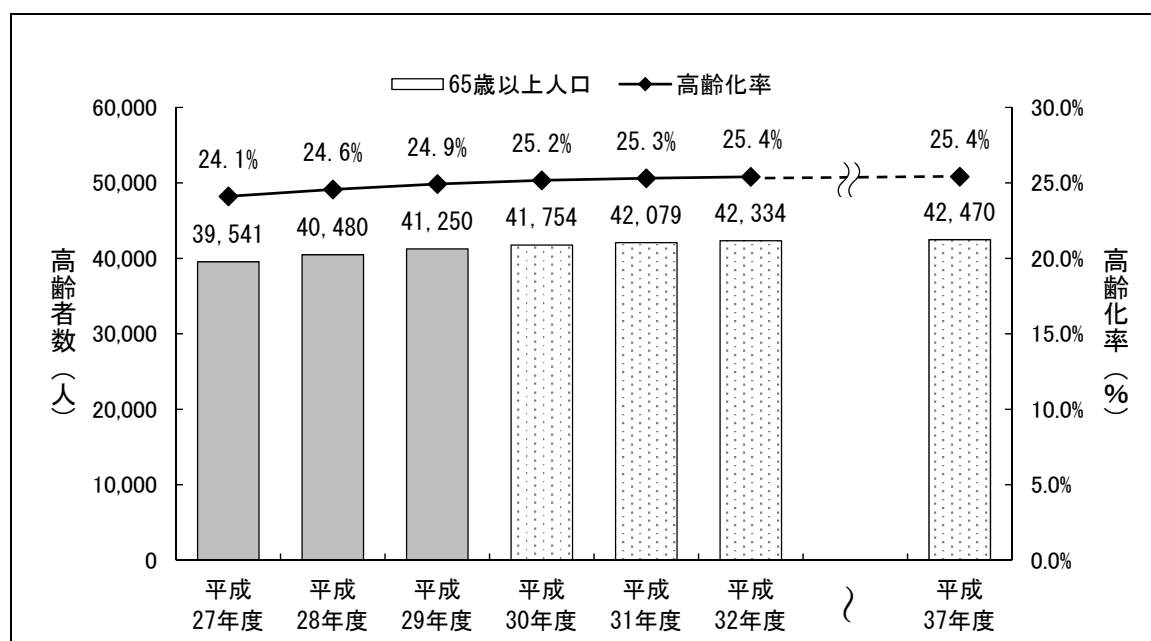
2 高齢者の現状

(1) 65歳以上人口の推移

平成29年度(平成30年1月1日現在)の65歳以上人口は41,250人で、高齢化率は24.9%となっており、これを平成27年度からの推移で見ると、高齢者数の増加とともに、高齢化率も年々高まっています。

高齢者数は今後とも緩やかに増加を続けていき、平成32年度で42,334人、平成37年度で42,470人となることが予測されます。

図 高齢者数及び高齢化率の推移(各年度1月1日現在)



資料：実績値(平成27年度～平成29年度)は住民基本台帳(各年1月1日現在)

推計値(平成30年度以降)は介護保険課による推計

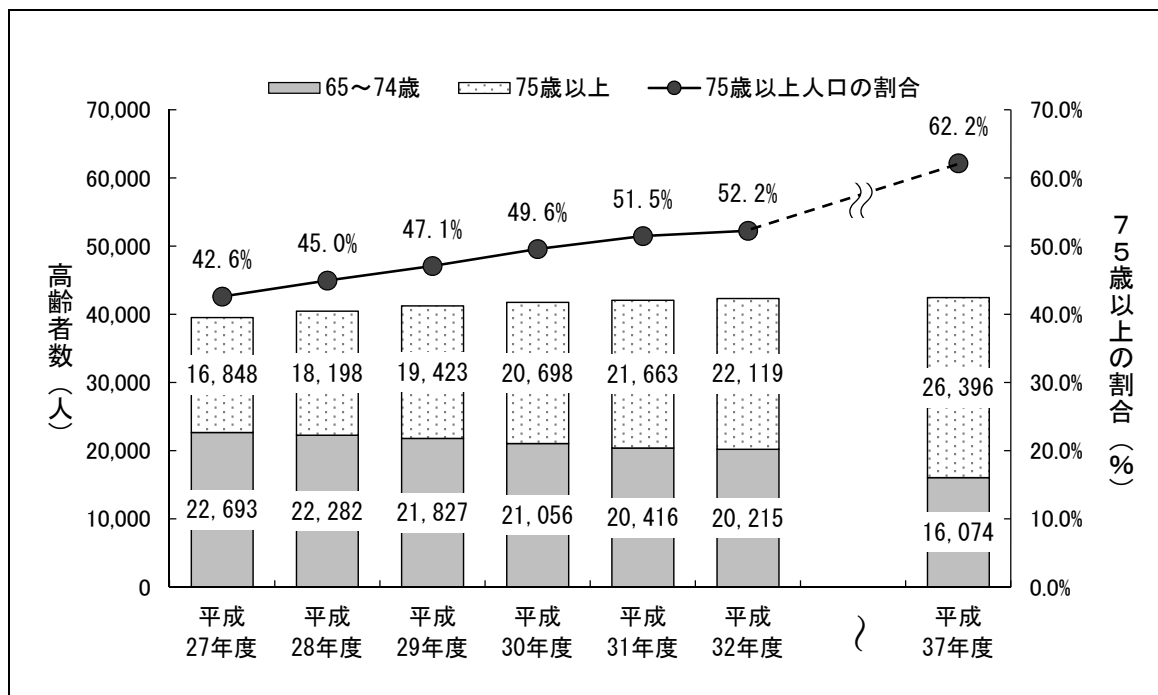
(2) 年齢区分別にみた高齢者数の推移

高齢者数を年齢区分別にみると、平成29年度（平成30年1月1日現在）の65～74歳までの前期高齢者人口は21,827人、75歳以上の後期高齢者人口は19,423人となっています。

また、65歳以上人口に占める後期高齢者人口の割合に着目すると、平成29年度は47.1%であり、平成30年度以降も毎年増加していくことが予測されます。

後期高齢者人口の割合は、いわゆる団塊の世代が75歳に到達する平成37年度にピークを迎えることが予測されています。なお、本市は昭和40年代以降に働き盛りの世代として団塊の世代よりも年長の世代の転入が多かったことから、平成27年度から毎年概ね2.0%の上昇が見られ、平成31年度に後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回ることが本市の特徴となっています。

図 年齢区分別高齢者数の推移（各年度1月1日現在）



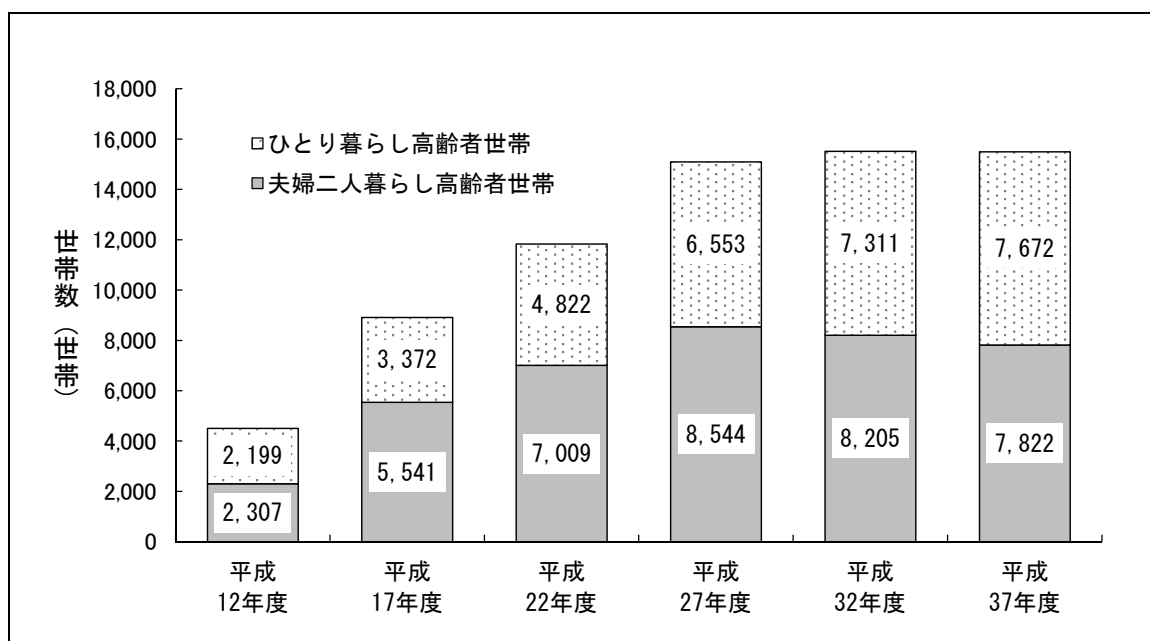
資料：実績値（平成27年度～平成29年度）は住民基本台帳（各年1月1日現在）
推計値（平成30年度以降）は介護保険課による推計

(3) 高齢者のいる世帯の推移

ひとり暮らし高齢者世帯・夫婦二人暮らし高齢者世帯をみると、平成27年度（10月1日現在）は6,553世帯・8,544世帯で、平成12年度からの15年間で急激に増加してきました。総世帯に占める割合は22.5%となっています。

今後の世帯数の動向を推計したところ、平成27年度以降はひとり暮らし高齢者世帯及び夫婦二人暮らし高齢者世帯ともに増加のペースが鈍化していくことが予測されています。

図 ひとり暮らし高齢者世帯及び夫婦二人暮らし高齢者世帯数の推移



資料：実績値（平成12年度～平成27年度）は国勢調査（各年度10月1日現在）、推計値（平成32年度以降）は『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2014年4月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）による世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別世帯主率を各年度1月1日現在の推計人口に乗じて増加率を求め、平成22年度実績に増加率を乗じて求めたもの

3 介護保険の実施状況

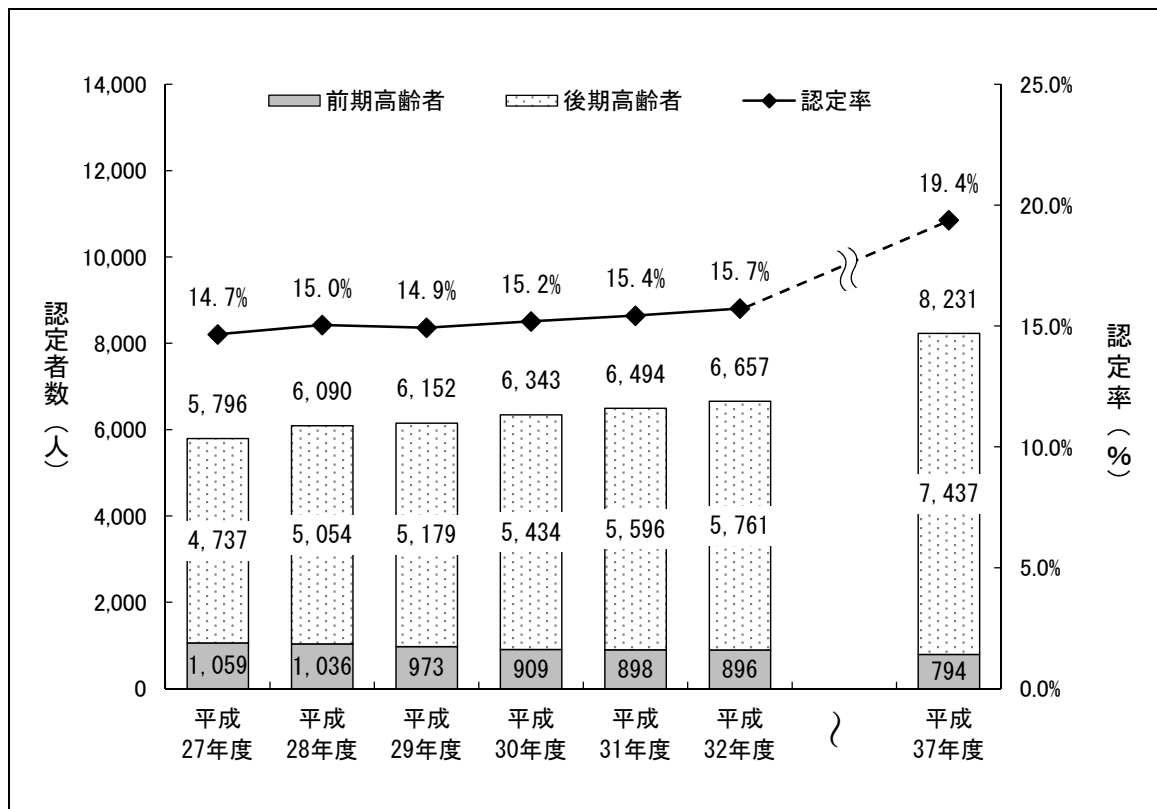
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

平成29年度（10月1日現在）の要支援・要介護認定者数は6,152人で認定率*は14.9%となっています。

今後の推計では、後期高齢者人口の増加により、要支援・要介護認定者数及び認定率ともに年々増加していくことが予測されます。

要支援・要介護認定者数は、平成32年度には6,657人となり、平成27年度に比べて861人の増加となったのち、平成37年度には8,231人で平成27年度に比べて2,435人の増加となることを見込まれます。

図 要支援・要介護認定者数の推移（各年度10月1日現在）



※平成30年以降の認定者数・認定率は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計。

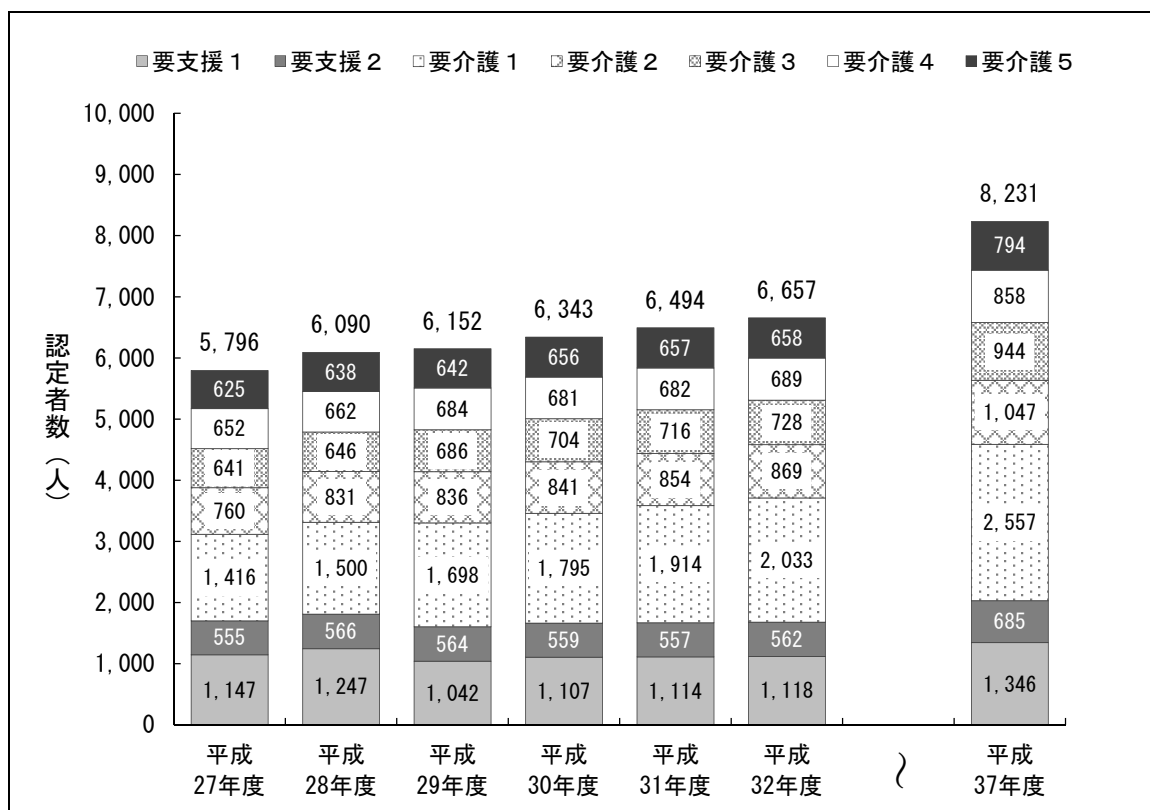
* 被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要支援・要介護認定者をいう。

(2) 要介護度別認定者数の推移

平成29年度（10月1日現在）の要支援・要介護認定者を要支援・要介護度別にみると、要介護1が1,698人で最も多く、次いで要支援1が1,042人で2番目に多くなっています。

要介護度別の今後の推計においても概ね増加傾向となっておりますが、平成32年度にかけては要支援1の増加率が大きく、平成29年度と比べた増加率は、要介護1が1.20倍となっております。また、平成37年度にかけては要介護1及び要介護3の増加率が大きく、平成29年度と比べた増加率は、要介護1が1.51倍、要介護3が1.38倍となっております。

図 要介護度別にみた要支援・要介護認定者数の推移（各年度10月1日現在）

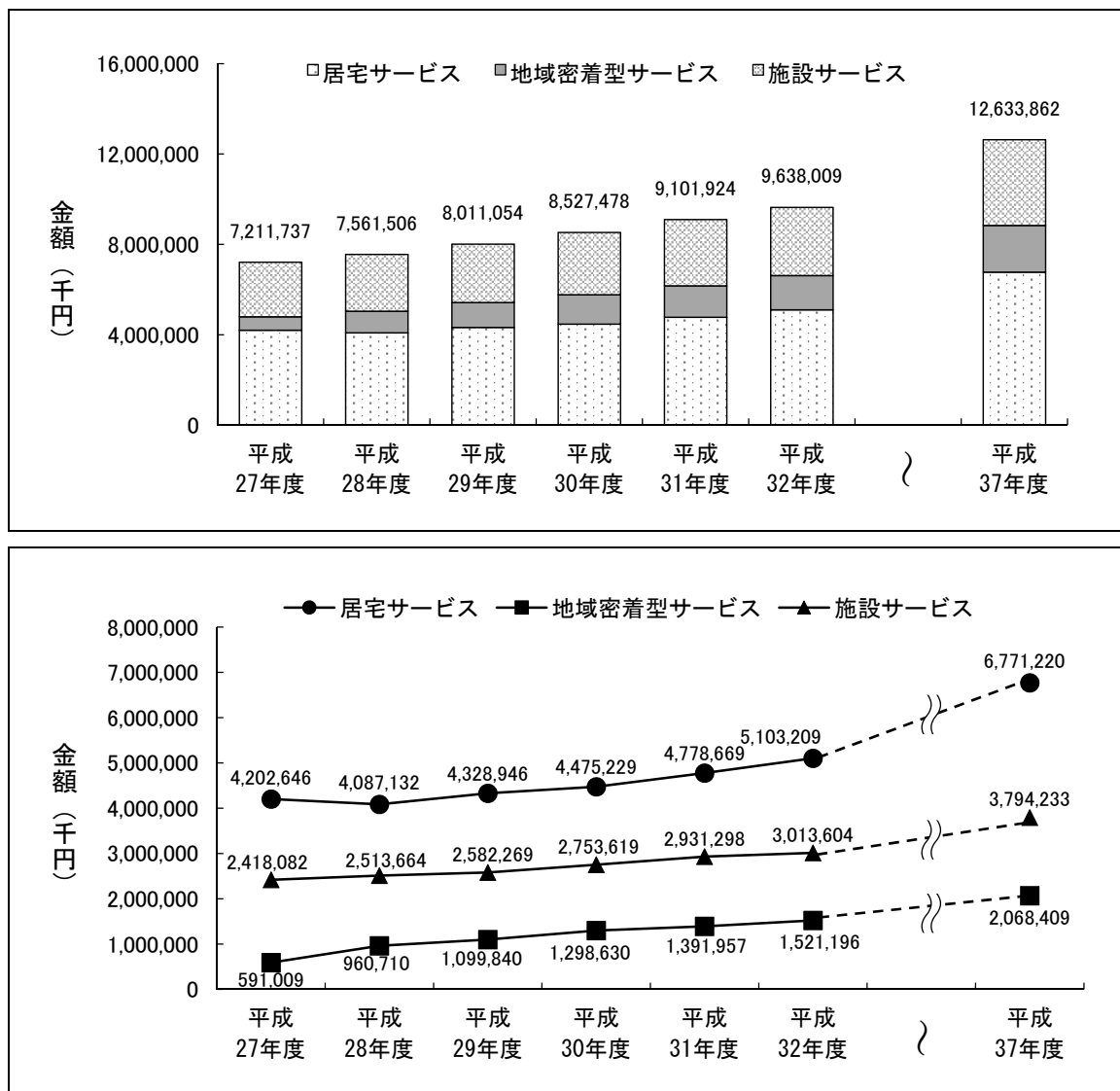


※平成30年以降の認定者数は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計。

(3) サービス給付費の推移

サービス給付費は年々増加しており、平成29年度には80億円となっています。今後の推計でも要支援・要介護認定者の増加等によって年々増加が予測され、平成32年度には96億4千万円、平成37年度には126億3千万円となることが予測され、特に、居宅サービスの増加が大きくなることが予測されます。

上図 サービス給付費の推移 下図 居宅・施設別の支給額の推移



※平成30年以降の給付費は、厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計。平成27～28年は介護保険課調（但し、平成29年は介護保険事業状況報告8月月報までの実績値に基づく推計）

※総支給額は、介護サービス費と介護予防サービス費を合わせた金額であり、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費及び審査支払手数料は含みません。

資料：介護保険事業状況報告（年報）

4 平成37年度に向けた中・長期的な推計

総人口、要支援・要介護認定者数及びサービス給付費について、実績値である平成28年度、平成32年度及び平成37年度の数値を比較すると、平成28年度から平成37年度までの伸び率で総人口が1.01倍であるのに対し、65歳以上人口は1.05倍となり、特に75歳以上人口の伸び率が1.45倍と大きく増加することが予測されます。このような人口構成の変化を受けて、要支援・要介護認定者数も増加し、サービス給付費も平成28年度を1.00とする指数は平成37年度には1.67倍になることが予測されます。そのため、平成37年度に向けた中・長期的な視点から、市内の各日常生活圏域において地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を計画的に推進していく必要があります。また、自立した高齢者から重度の要介護者にいたるまで、それぞれの状態に応じた介護予防施策を強化するとともに、すべての高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことのできる地域づくりの推進が求められています。

区 分	平成28年度	平成32年度	平成37年度
総人口（人）	164,767 1.00	166,661 1.01	167,153 1.01
65歳以上人口（人）	40,480 1.00	42,334 1.05	42,470 1.05
うち65～74歳	22,282 1.00	20,215 0.91	16,074 0.72
うち75歳以上	18,198 1.00	22,119 1.22	26,396 1.45
要支援・要介護認定者数（人）	6,090 1.00	6,657 1.09	8,231 1.35
うち要支援1・2	1,813 1.00	1,680 0.93	2,031 1.12
うち要介護1・2	2,331 1.00	2,902 1.24	3,604 1.55
うち要介護3～5	1,946 1.00	2,075 1.07	2,596 1.33
サービス給付費（千円）	7,561,506 1.00	9,638,009 1.28	12,633,862 1.67
居宅サービス	4,087,132 1.00	5,103,209 1.25	6,771,220 1.66
地域密着型サービス	960,710 1.00	1,521,196 1.58	2,068,409 2.15
施設サービス	2,513,664 1.00	3,013,604 1.20	3,794,233 1.51
地域支援事業費（千円）	184,323 1.00	635,007 3.45	713,778 3.87
介護保険料（指数）	1.00	1.09	1.65

※下段は平成28年度を1.00とする指数

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念

**支え合い、つながり合い、すべての高齢者が尊厳をもって
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現**

新座市は、昭和40年代以降、首都近郊のベッドタウンとして、働き盛り世代の流入により急速に都市化が進展してきました。

そしていま、本市の将来人口推計では、今後ますます高齢化が進展することが予測されており、また、高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者数の増加が予測されています。

こうした状況の中で、地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいをもって自分らしい生活が送れる健康長寿のまちを創造するとともに、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら暮らすことができる地域共生社会[※]の実現を目指します。

同時に、介護や生活上の支援が必要となっても、住み慣れた家庭や地域の中において、個人の尊厳が大切にされ、医療・介護や生活支援などを安心して利用できるサービス体系の更なる充実を目指します。

[※] 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

2 基本目標

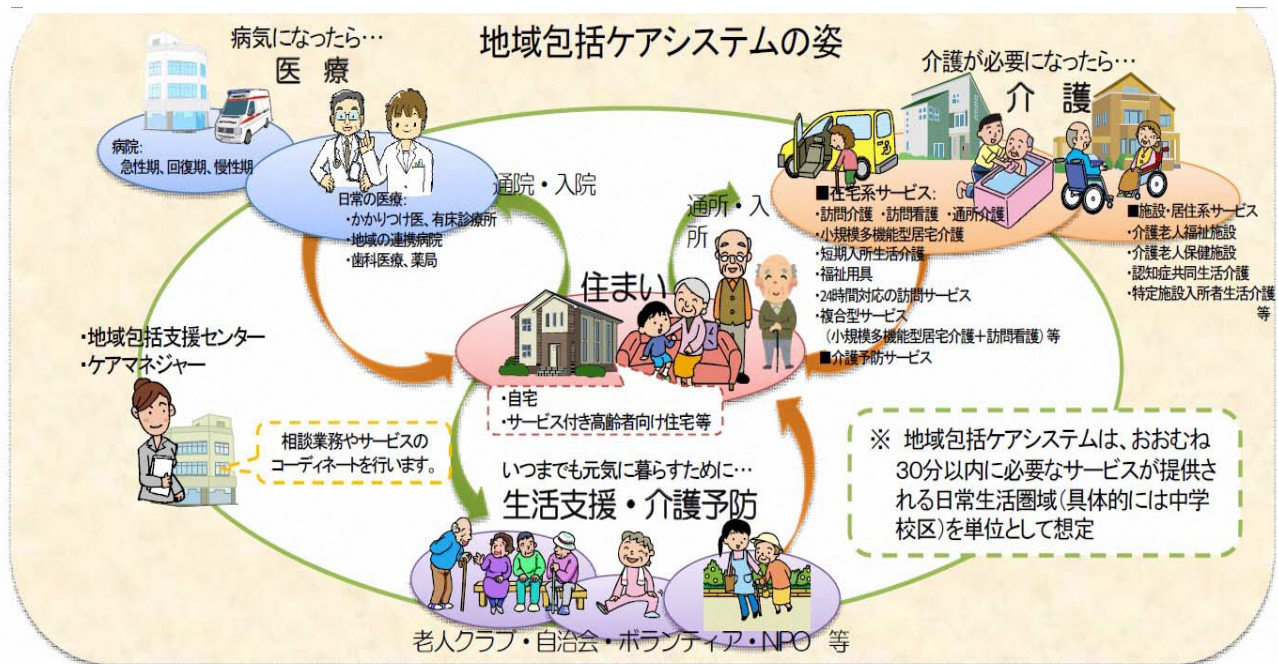
地域包括ケアシステムの深化・推進

～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

基本理念の実現のためには、住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

なお、第7期計画では、地域包括ケアシステムの基本理念「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」を踏まえ、次の5つの事項を重点的に取り組むことと位置付けられており、本市もこの趣旨を踏まえ、各圏域の実情に応じた取組を進めてまいります。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 在宅医療・介護連携の推進 | (4) 地域ケア会議の推進 |
| (2) 認知症施策の推進 | (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 |
| (3) 生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進 | |



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者人口の増加に伴い、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれます。そのような高齢者が今後も住み慣れた地域で、出来る限り自立した生活を営むことができるよう、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において在宅医療・介護連携を推進していく必要があります。

なお、在宅医療・介護連携の推進に当たっては、以下の具体的取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

① 地域の医療・介護の資源の把握	(P 80)
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	(P 80)
③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	(P 81)
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	(P 81)
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	(P 81)
⑥ 医療・介護関係者の研修	(P 82)
⑦ 地域住民への普及啓発	(P 82)
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携	(P 82)

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(2) 認知症施策の推進

今後、認知症高齢者の増加が予想される中で、認知症になっても本人の意思が尊重され、また、その家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の容態の変化に応じた、適時・適切かつ切れ目のない医療・介護サービスの提供体制や、地域での支え合い、見守り支援の充実などが求められています。

なお、認知症施策の推進に当たっては、以下の具体的取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

① 認知症初期集中支援推進事業	(P 84)
② 認知症地域支援・ケア向上事業	(P 84)

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加に伴い、見守りや安否確認、外出支援、家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスが充実するよう体制を整備していきます。また、高齢者もその担い手となることで、高齢者自身の介護予防も期待されています。

なお、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進に当たっては、以下の具体的な取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|------------------------------|--------|
| ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 | (P 83) |
| ② 協議体の設置及び運営 | (P 83) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(4) 地域ケア会議の推進

高齢者相談センターの実施する包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、高齢者個人に対する支援の充実を図るための多職種による専門的な視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援する「地域ケア個別会議」を開催するとともに、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を図るための「地域ケア推進会議」を開催し、推進していきます。

なお、地域ケア会議の推進に当たっては、以下の具体的な取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|--------------|--------|
| ① 地域ケア会議の設置 | (P 79) |
| ② 地域ケア会議推進事業 | (P 85) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの実現に向けては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されたうえで、保健・医療・介護などのサービスが提供されることが前提となります。

そのため、引き続き、個人の持ち家等に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境の整備を図ります。

【取組施策】

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 有料老人ホーム | (P 109) |
| ② サービス付き高齢者向け住宅 | (P 109) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

3 第7期計画における事業ごとの目標

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護保険サービスや地域支援事業、さらには高齢者一般施策等の様々なサービスの提供体制の更なる充実に取り組みます。

(1) 介護保険サービスの目標

重度の要介護高齢者や高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれる中で、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるように、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護の整備が重要であり、働きながら在宅で介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえた居宅サービスや地域密着型サービスの基盤整備を図り、地域における継続的な支援体制の構築を目指します。

施設サービスにおいては、施設入所待機者への対応とともに地域の身近なサービス拠点としての機能に着目し、地域バランスに配慮した整備を促進します。

(2) 地域支援事業の目標

本市では、第6期計画において、地域包括ケアシステムの構築を目指し、にいざ元気アップ広場をはじめとした介護予防事業、地域医療講演会等の開催をはじめとした在宅医療・介護連携事業及び高齢者さがしてメールや見守りステッカーの配布、認知症カフェ（オレンジカフェ）等の認知症施策、そして、平成29年4月からは総合事業の開始など、着実に事業を推進してまいりました。

第7期においても、既存事業を充実・推進し、特に地域包括ケアシステムの核となる高齢者相談センターについては、自立支援、介護予防・重度化防止を重視した介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議の推進に努めてまいります。医療と介護の連携においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体協力のもと、相談体制を確立するとともに、引き続き、医療・介護関係者の研修や情報交換及び交流会を開催します。併せて認知症施策についても、特に「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の更なる拡充に向け、開催場所等の拡充を図るとともに、徘徊模擬訓練の各日常生活圏域での実施等、地域全体で認知症高齢者を支える地域づくりに努めてまいります。

(3) 高齢者一般施策及び関連事業の目標

本市では、介護保険制度以外でも、ひとり暮らし高齢者等への緊急連絡システム事業や配食サービス事業、日常生活用具給付等事業など市単独事業を実施しています。これらの事業については、今後とも周知の向上を図るとともに、より利用しやすい事業となるよう、必要に応じて見直し・充実を図ります。

また、すべての高齢者が健康で、生きがいのある生活を送ることが介護予防・健康長寿の観点からも大切であることから、健康づくり、生涯学習等の事業担当課と連携し、総合的な施策の展開を図ります。

住まいについては、できる限り住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、引き続き、市単独事業による居宅改善整備費助成事業等を実施するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど介護付きの住まいの普及に努めます。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ、6つの圏域を設定し、平成19年4月に高齢者相談センターを圏域ごとに設置しました。

なお、平成29年には西部地区の高齢者人口の増加に対応するため、同圏域に新たに高齢者相談センターを追加しました。

第7期計画においても、現在の6圏域を日常生活圏域として、高齢者人口の増加等に対応した、安定した支援を行います。

圏域名	センター名称	含まれる地区
東部第一地区	東部第一高齢者相談センター	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	東部第二高齢者相談センター	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	西部高齢者相談センター	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	西堀・新堀高齢者相談センター	新堀・西堀
南部地区	南部高齢者相談センター	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	北部第一高齢者相談センター	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	北部第二高齢者相談センター	中野・大和田・新座・北野

表 日常生活圏域の人口及び地域資源の状況

(1) 人口及び高齢化の状況（平成29年1月1日現在）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口（人）	22,584	26,180	31,622	25,136	34,735	24,510	164,767
65歳以上人口（人）	6,068	6,338	8,048	6,490	7,186	6,350	40,480
高齢化率（65歳以上）	26.8%	24.2%	25.4%	25.8%	20.6%	25.9%	24.5%
75歳以上（再掲）（人）	2,719	2,749	3,539	2,916	3,287	2,988	18,198
高齢化率（75歳以上）	12.0%	10.5%	11.1%	11.6%	9.4%	12.1%	11.0%
ひとり暮らし世帯（世帯）	1,070	1,201	1,588	1,465	1,497	1,550	8,371
高齢者世帯（世帯）	1,518	1,538	1,917	1,470	1,629	1,490	9,562

※ ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯は、平成29年6月1日現在

(西部圏域再掲)

区分	総人口（人）	65歳以上人口（人）	高齢化率（65歳以上）	75歳以上（人）	高齢化率（75歳以上）	ひとり暮らし世帯（世帯）	高齢者世帯（世帯）
西部高齢者相談センター	15,751	3,815	24.2	1,894	12.0	775	1,022
西堀・新堀高齢者相談センター	15,871	4,233	26.7	1,645	10.3	813	895

(2) 高齢者相談センター (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
高齢者相談センター	1	1	2	1	1	1	7

(3) 生きがい・交流 (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
すこやか広場		1	1				2
公民館	1	2		1	1	1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1	2	5
集会所	6	4	9	7	6	6	38
合 計	9	8	14	10	10	10	61

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	老人福祉 センター	高齢者 いきいき 広場	すこやか 広場	公民館	コミュニ ティ センター	ふれあいの 家	集会所
西部高齢者相談 センター			1				6
西堀・新堀高齢 者相談センター		2			1	1	3

(4) 病院・診療所 (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	4	10	4	22	9	53
歯科診療所	3	6	10	8	22	8	57
合 計	7	10	20	15	46	18	116

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	病院	診療所	歯科 診療所
西部高齢者相談 センター		9	7
西堀・新堀高齢 者相談センター		1	3

(5) 居宅系サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 居宅介護支援事業所	5	2	9	7	8	8	39
② 訪問介護	2	3	5	4	6	5	25
③ 訪問入浴介護					1	1	2
④ 訪問看護			3	3	2	1	9
⑤ 訪問リハビリテーション				1	2	1	4
⑥ 通所介護	1	2	2	1	3	6	15
⑦ 通所リハビリテーション			3	1	1	1	6
⑧ 短期入所生活介護	1	1	1	1	1	2	7
⑨ 短期入所療養介護			1			1	2
⑩ 特定福祉用具販売				2	1	2	5
⑪ 福祉用具貸与				2	1	2	5
合 計	9	8	24	22	26	30	119

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西部高齢者相談センター	7	4		3		2	2	1	1		
西堀・新堀高齢者相談センター	2	1					1				

(6) 地域密着型サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所 (※は平成29年度内に開設予定)

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		1(※)	1	2	3	2	9
② 小規模多機能型居宅介護				1	1		2
③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護						1	1
④ 認知症対応型通所介護				2			2
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1(※)	1			2
⑥ 地域密着型通所介護	3	3	5	5	2	4	22
合 計	3	4	7	11	6	7	38

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥
西部高齢者相談センター					1	5
西堀・新堀高齢者相談センター	1					

(7) 施設・居宅系サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 特定施設入居者生活介護				1	5		6
② 特別養護老人ホーム		1	1	1	1	1	5
③ 老人保健施設			1			1	2
合 計		1	2	2	6	2	13

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③
西部高齢者相談センター		1	1
西堀・新堀高齢者相談センター			

図 日常生活圏域図

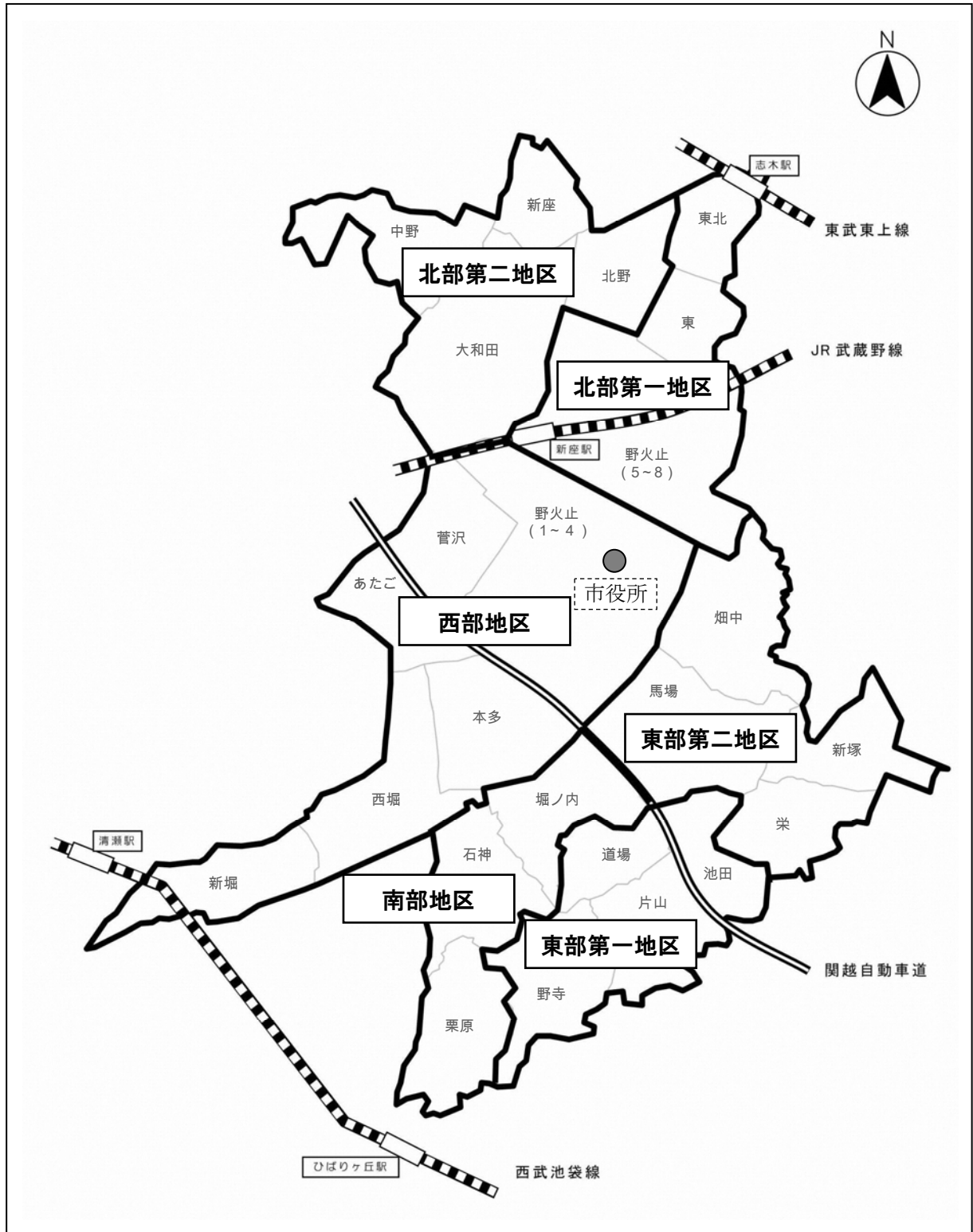
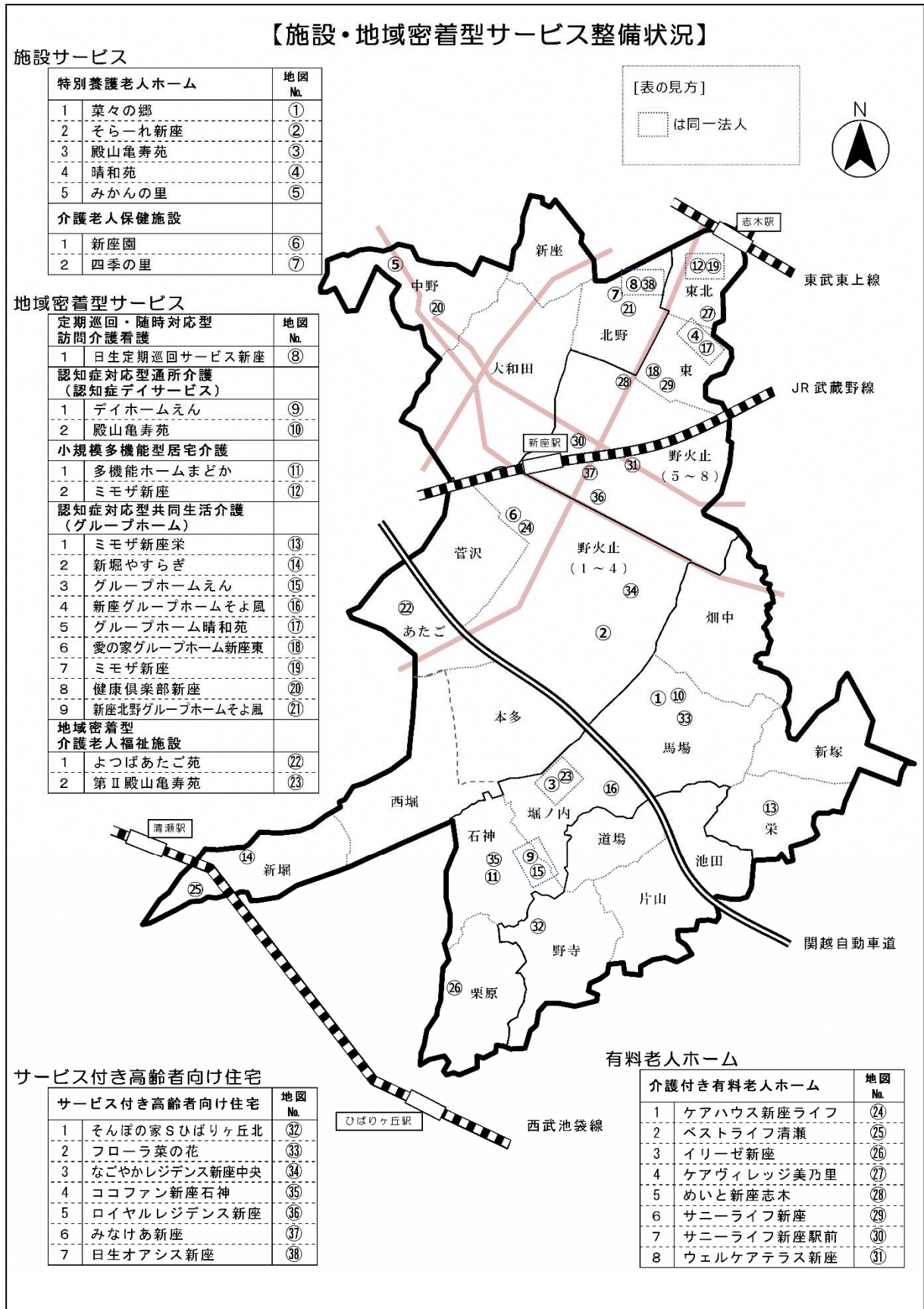


図 施設サービス・地域密着型サービス等の整備状況



5 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策
<p>支え合い、つながり合い、すべての高齢者が尊厳をもって自分らしい生活が送れる、 活力ある「健康長寿のまち」の実現</p>	<p>地域包括システムの深化・推進 誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して</p>	介護保険サービス	<p>居宅サービス</p> <p>地域密着型サービス</p> <p>施設サービス</p>
		地域支援事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p>
			<p>包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>
			<p>包括的支援事業（社会保障充実分）</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業</p> <p>(3) 認知症総合支援事業</p> <p>(4) 地域ケア会議推進事業</p>
			<p>任意事業</p> <p>(1) 介護給付費等費用適正化事業</p> <p>(2) 家族介護支援事業</p> <p>(3) その他の事業</p>
		高齢者一般施策と関連事業	<p>介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業）</p> <p>(1) 在宅福祉サービス</p> <p>(2) 高齢者福祉施設</p> <p>(3) 高齢者向け健康増進事業</p>
			<p>生きがいと社会参加支援に係る施策</p> <p>(1) 地域活動の支援</p> <p>(2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進</p> <p>(3) こころのバリアフリー施策の推進</p> <p>(4) 災害時の安全確保に係る施策の推進</p>
			<p>住まいと住宅関連施策</p> <p>(1) 高齢者居宅改善整備費助成事業</p> <p>(2) 高齢者賃貸住宅家賃助成</p> <p>(3) 高齢者住宅</p> <p>(4) 有料老人ホーム</p> <p>(5) サービス付き高齢者向け住宅</p>

第4章 介護保険サービスの展開

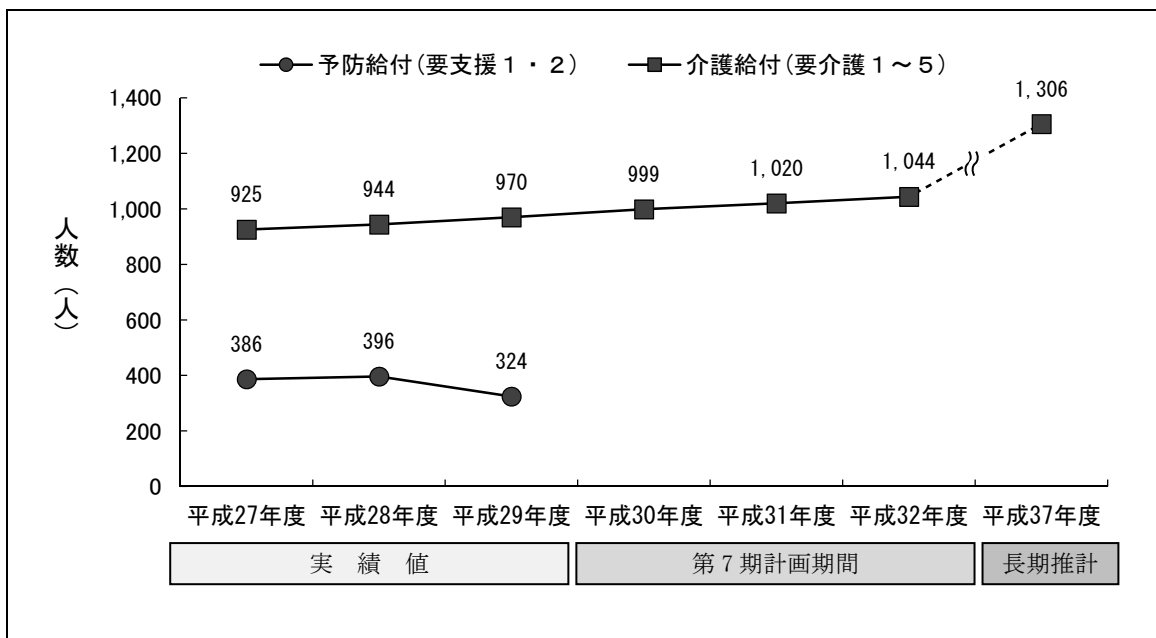
1 居宅サービスの見込量

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

○訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

○介護給付は増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。

○なお、要支援1・2に対する予防給付は、平成29年度から地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始しており、平成29年度中に移行が完了します。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援1・2)	給付費 (千円)	77,703	79,372	67,569	/	/	/	/
	人数 (人)	386	396	324	/	/	/	/
介護給付 (要介護1~5)	給付費 (千円)	661,746	679,951	681,654	704,934	734,466	767,588	1,053,414
	人数 (人)	925	944	970	999	1,020	1,044	1,306

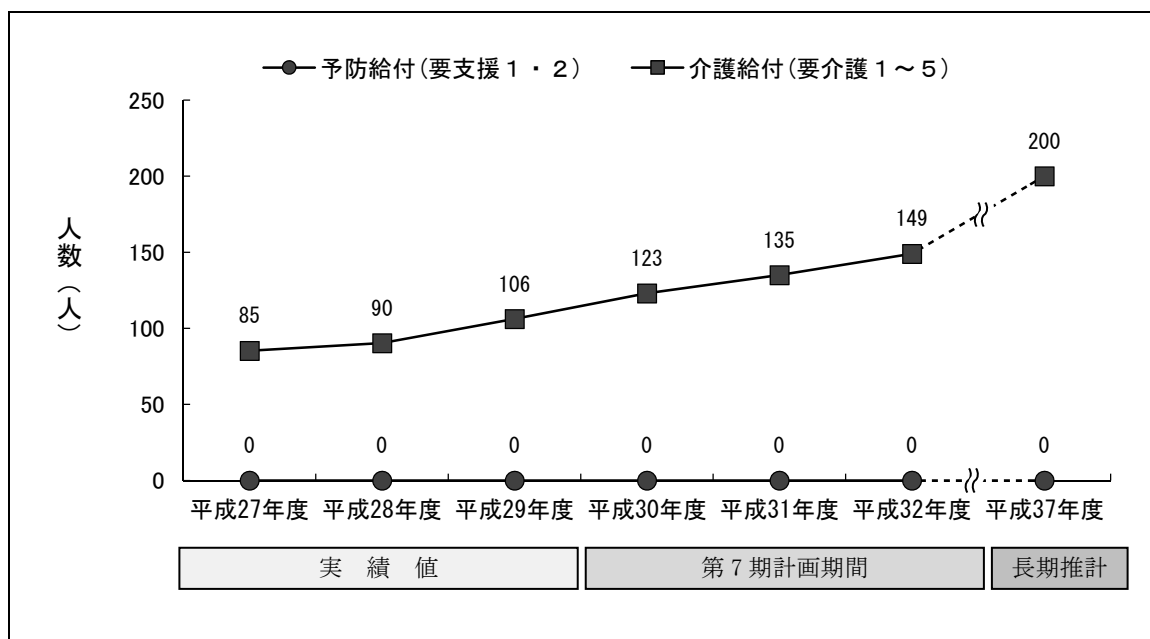
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

※予防給付は平成30年度までに総合事業へ完全移行

(2) 訪問入浴介護

○訪問入浴介護は、介護士及び看護師等が訪問入浴車で居宅を訪問し、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るためのサービスです。

○介護給付は増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みましたが、予防給付については、利用実績がないことから、今後の推計でもサービス量を見込んでいません。



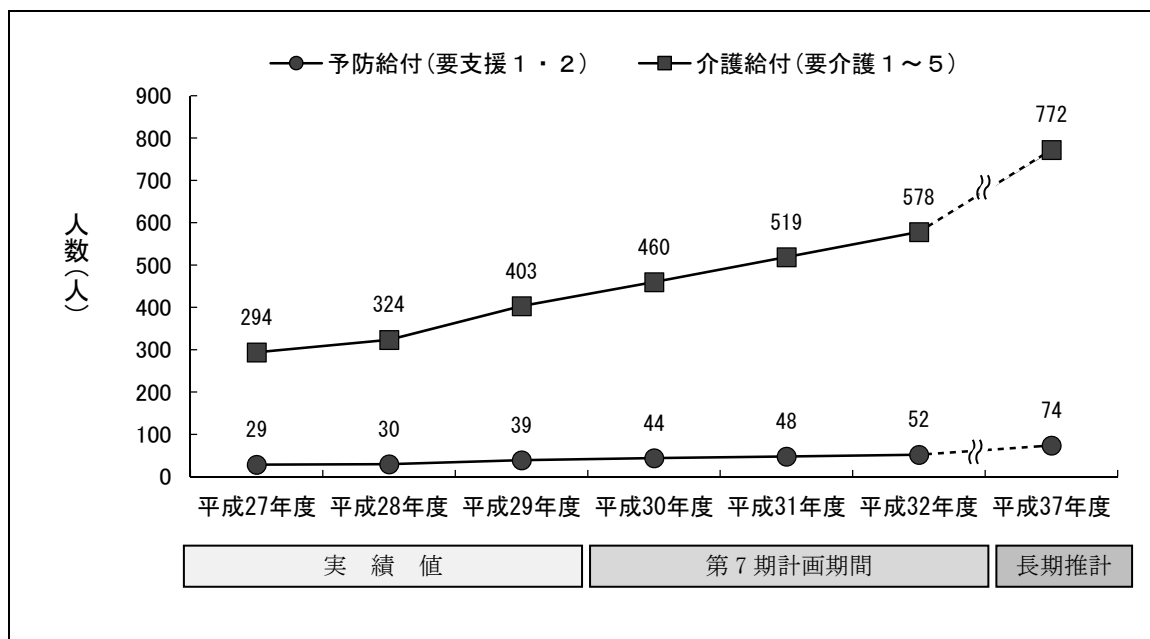
区分	実績値			第7期計画期間			長期推計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	63,852	68,456	76,624	88,784	98,296	109,725
	人数 (人)	85	90	106	123	135	149

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(3) 訪問看護

○訪問看護は、医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師等が居宅を訪問し、その療養生活を支援することにより、心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



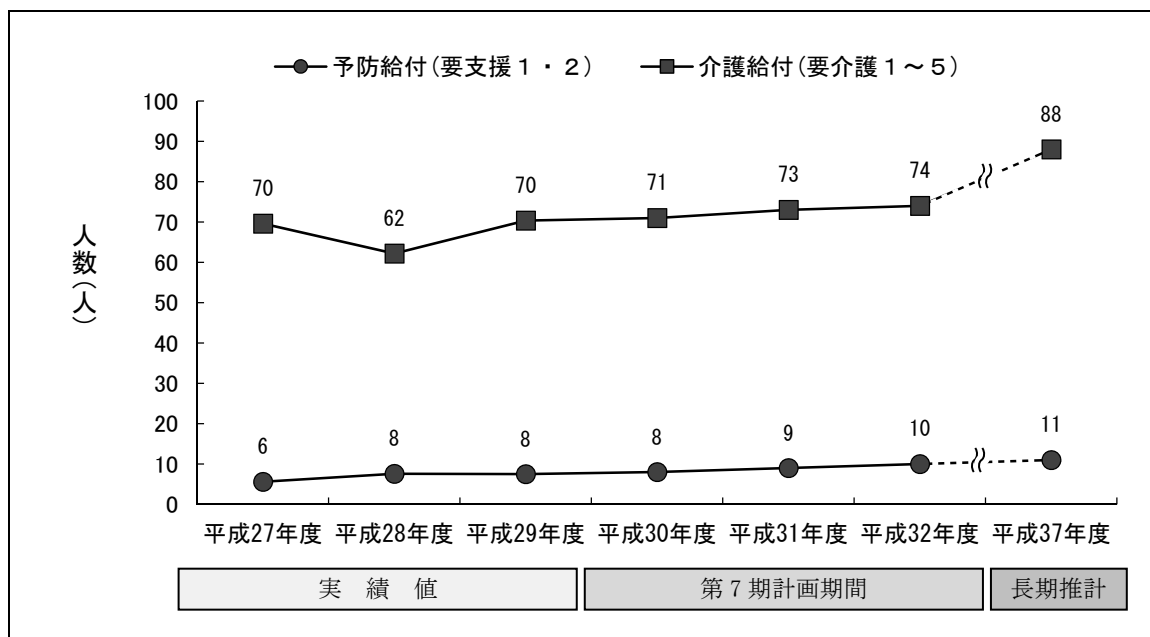
区分	実績値			第7期計画期間			長期推計	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	11,279	9,834	11,058	11,346	11,725	11,788	13,256
	人数 (人)	29	30	39	44	48	52	74
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	149,709	166,893	212,523	252,651	289,296	331,564	526,811
	人数 (人)	294	324	403	460	519	578	772

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(4) 訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

○サービス給付の推移に一定の傾向は見受けられませんが、今後、在宅生活を支えるサービスの1つとして、需要は高まっていくものと予想されます。



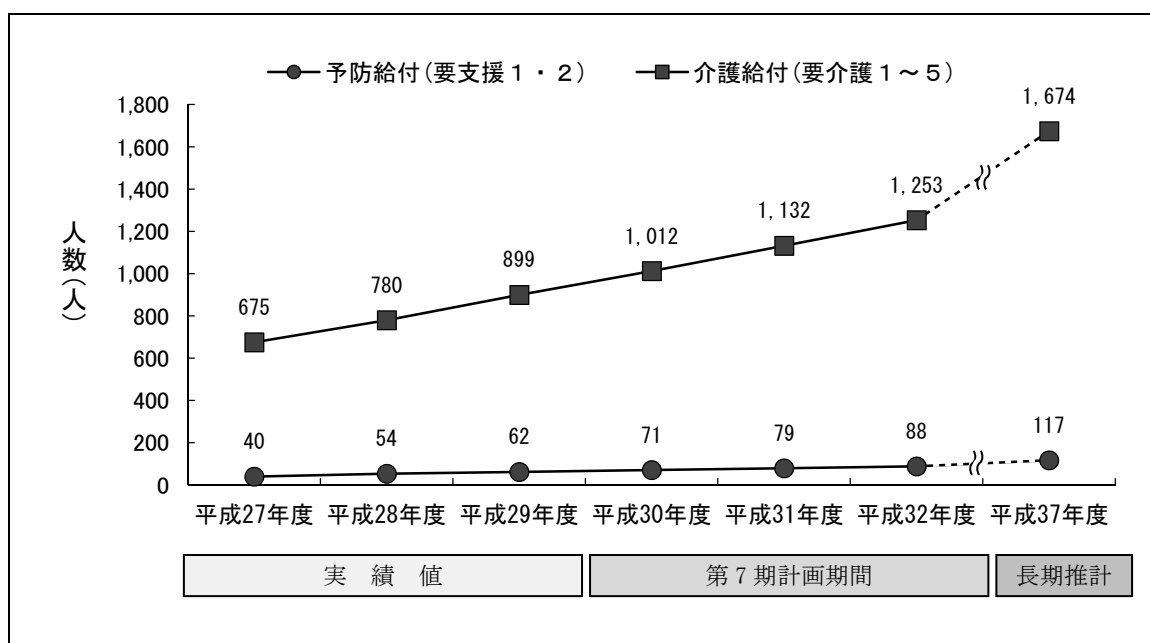
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,914	2,926	2,692	3,010	3,597	4,045	6,504
	人数 (人)	6	8	8	8	9	10	11
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	32,280	29,969	33,529	35,459	37,623	39,292	53,841
	人数 (人)	70	62	70	71	73	74	88

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(5) 居宅療養管理指導

○居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るためのサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	6,033	7,750	9,102	10,448	11,612	12,939	17,212
	人数 (人)	40	54	62	71	79	88	117
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	108,814	126,849	149,033	168,522	188,583	208,740	278,872
	人数 (人)	675	780	899	1,012	1,132	1,253	1,674

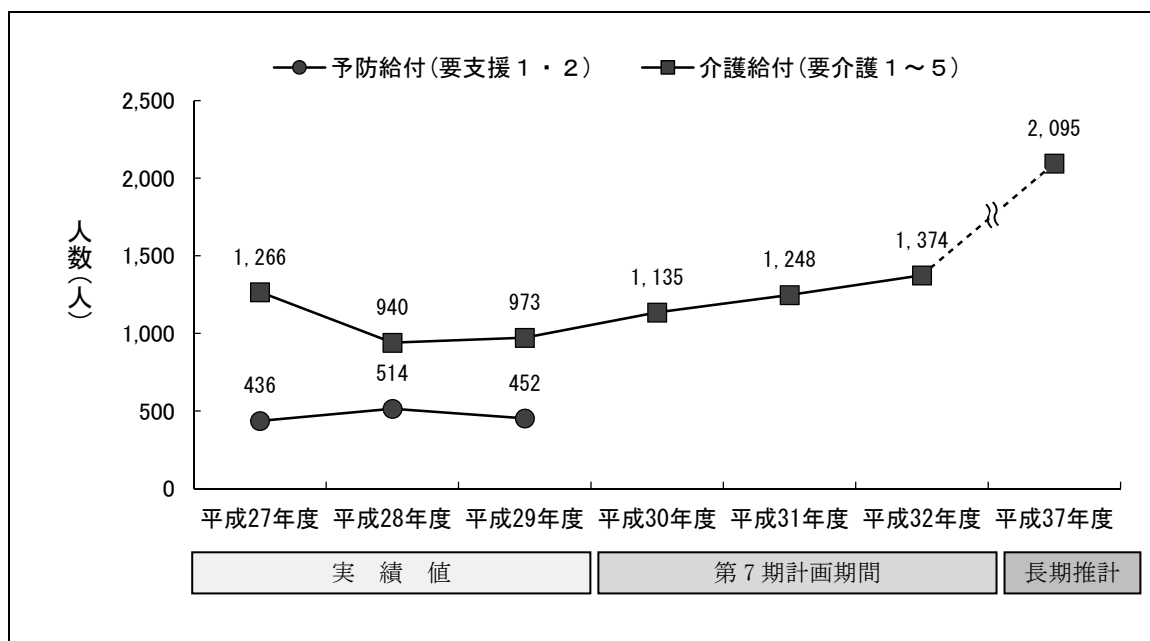
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(6) 通所介護（デイサービス）

○通所介護は、デイサービスセンターにおいて、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスです。

○平成28年4月から、利用定員が18人以下の事業所が地域密着型サービスへ移行したため、一時的に給付費及び人数が減少していますが、今後、需要の増加が予測されることを踏まえてサービス量を見込みました。

○なお、要支援1・2に対する予防給付は、平成29年度から地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始しており、平成29年度中に移行が完了します。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	130,100	149,487	130,608	/	/	/	/
	人数 (人)	436	514	452	/	/	/	/
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	1,187,307	855,180	822,671	896,735	919,946	941,845	1,103,129
	人数 (人)	1,266	940	973	1,135	1,248	1,374	2,095

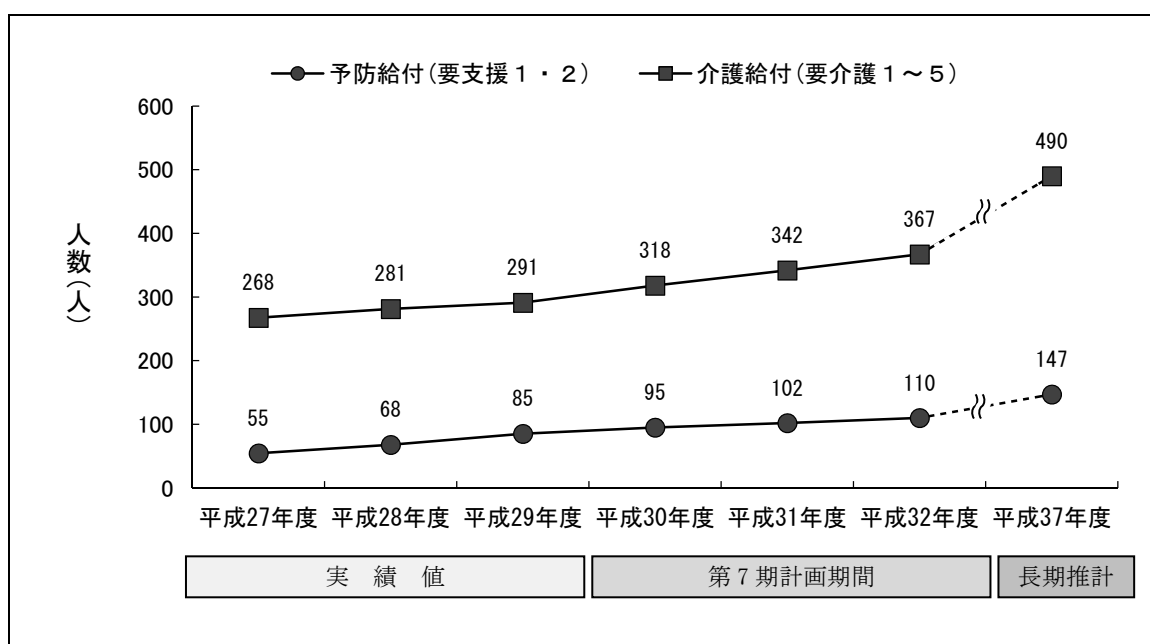
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

※予防給付は平成30年度までに総合事業へ完全移行

(7) 通所リハビリテーション

○通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療機関などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るためのサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。また、在宅生活を支えるサービスの1つとして、今後も需要は高まっていくものと予想されます。



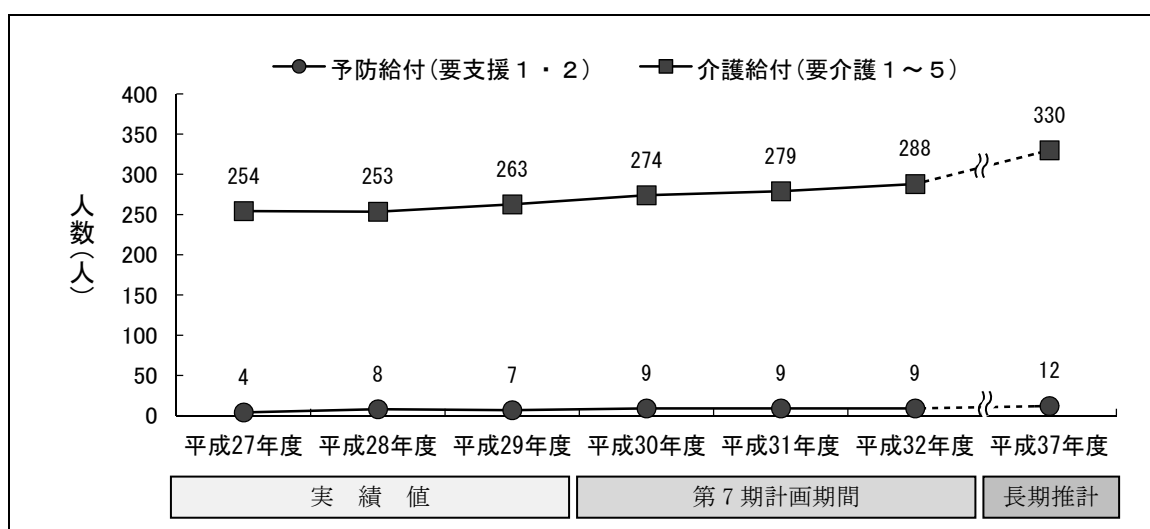
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	20,271	23,721	29,645	33,255	35,699	38,610	51,483
	人数 (人)	55	68	85	95	102	110	147
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	230,417	231,376	246,306	266,407	281,502	295,215	357,351
	人数 (人)	268	281	291	318	342	367	490

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

○短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスであり、介護者の介護負担の軽減を図るための計画的利用のほか、介護者の急病などで一時的に在宅生活に支障が出たときに利用できます。

○予防給付は概ね横ばい傾向にあることを踏まえ、また、介護給付は増加傾向であることを踏まえ、今後のサービス量を見込みました。



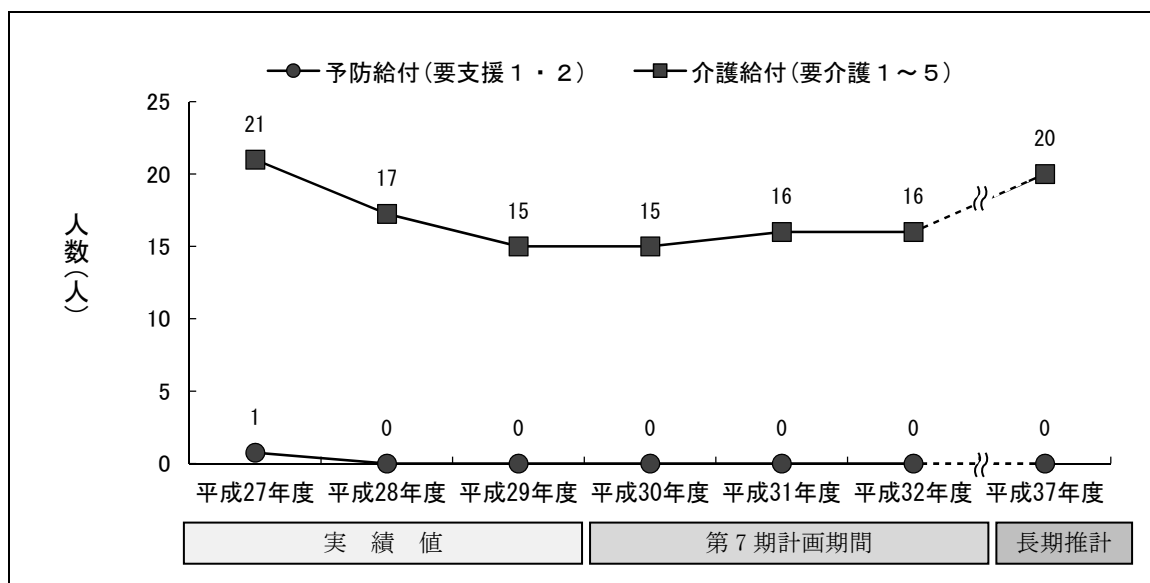
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	1,434	3,183	2,958	3,786	3,788	3,788	5,117
	人数 (人)	4	8	7	9	9	9	12
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	311,950	318,355	328,645	352,859	373,193	398,966	533,419
	人数 (人)	254	253	263	274	279	288	330

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(9) 短期入所療養介護

○短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等及び日常生活上の支援を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためのサービスです。

○予防給付は利用実績が低く、また、介護給付の利用者数は減少傾向にあります、需要は見込まれることから、今後のサービス量を見込みました。



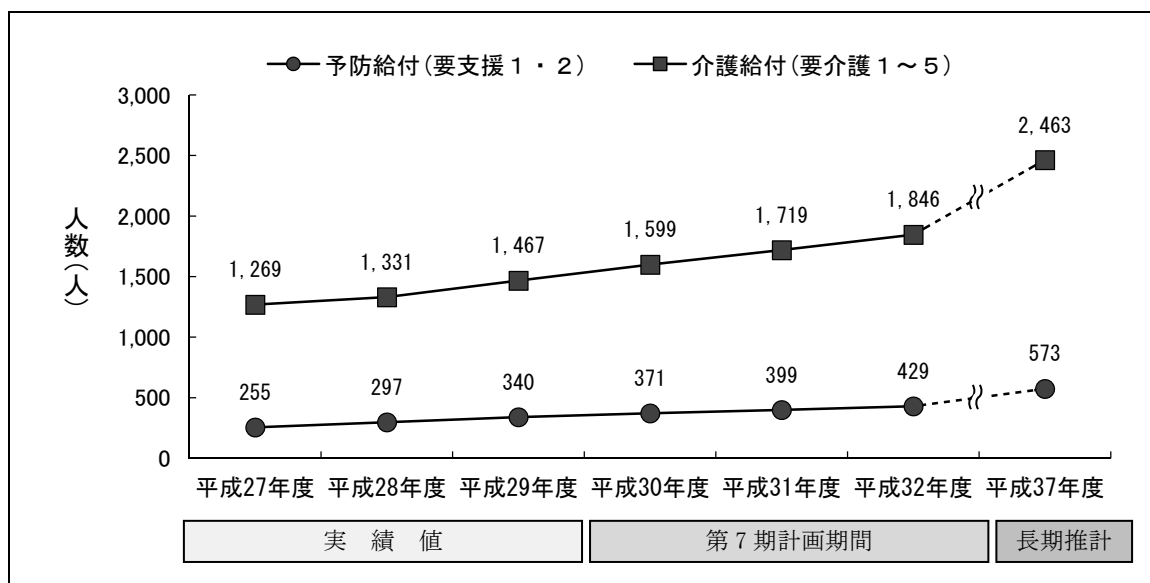
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	269	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	1	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	15,951	16,196	8,645	9,093	9,708	9,708	12,174
	人数 (人)	21	17	15	15	16	16	20

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(10) 福祉用具貸与

○福祉用具貸与は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るためのサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



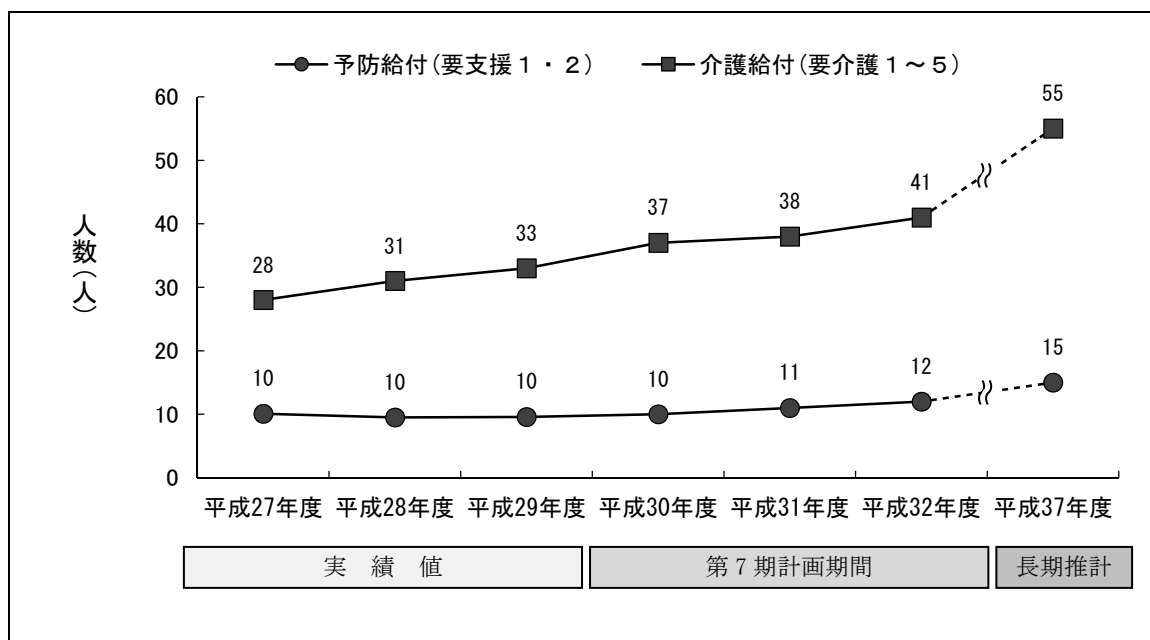
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	19,545	21,038	23,390	25,493	27,417	29,480	39,379
	人数 (人)	255	297	340	371	399	429	573
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	216,234	223,799	237,808	259,668	279,173	299,774	399,947
	人数 (人)	1,269	1,331	1,467	1,599	1,719	1,846	2,463

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(11) 特定福祉用具購入費の支給

○特定福祉用具購入費の支給は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を購入する際の費用の一部を支給することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るためのサービスです。

○予防給付は減少傾向にあることを踏まえ、また、介護給付は増加傾向にあることを踏まえ、今後のサービス量を見込みました。



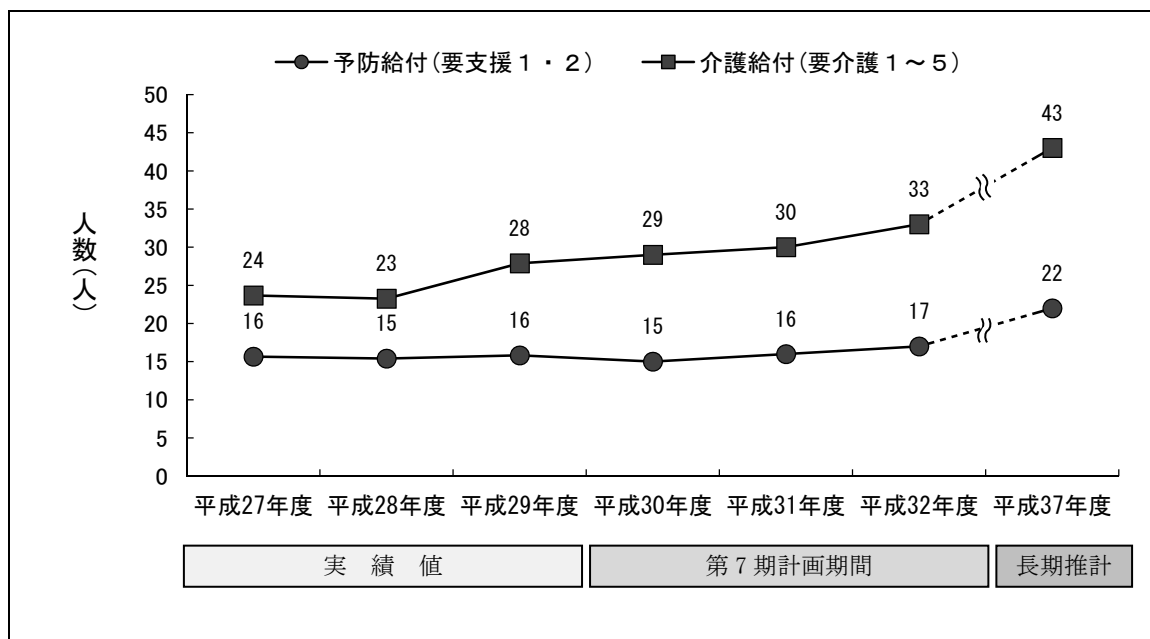
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	2,687	2,770	2,518	2,651	2,916	3,181	3,976
	人数 (人)	10	10	10	10	11	12	15
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	9,577	10,553	11,443	12,852	13,168	14,213	18,953
	人数 (人)	28	31	33	37	38	41	55

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(12) 住宅改修費の支給

○住宅改修費の支給は、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行う際の費用の一部を支給するサービスです。

○サービス給付の推移に一定の傾向は見られませんが、要支援・要介護認定者の増加に応じて、サービス利用も増加するものとして、平成29年度の利用実績を踏まえ、今後のサービス量を見込みました。



区分	実績値			第7期計画期間			長期推計	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	18,912	17,551	17,765	16,787	17,938	18,992	24,653
	人数 (人)	16	15	16	15	16	17	22
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	26,601	27,310	28,131	29,272	30,184	33,428	43,488
	人数 (人)	24	23	28	29	30	33	43

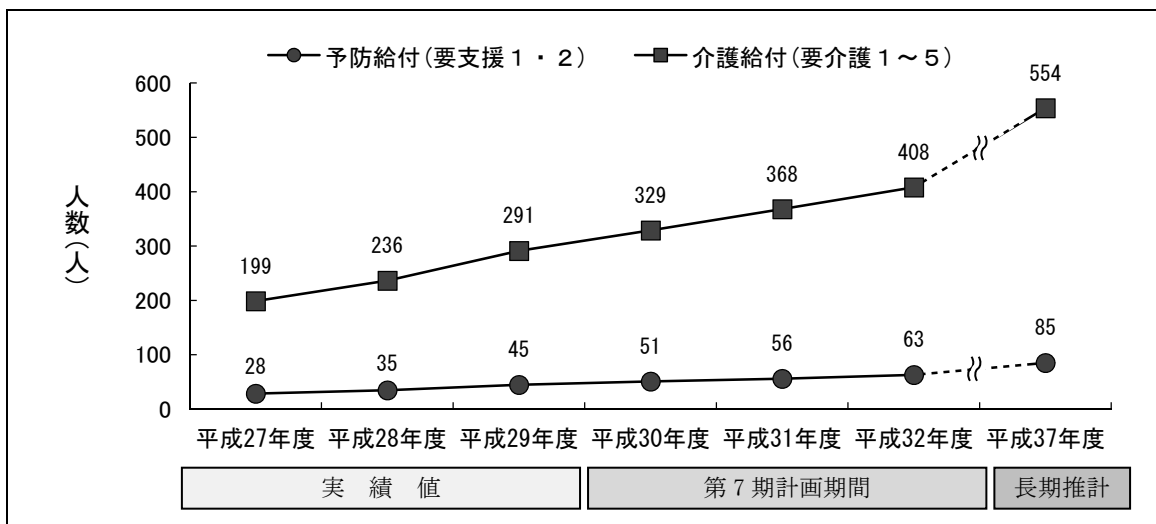
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(13) 特定施設入居者生活介護

○特定施設入居者生活介護は、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護等、機能訓練及び療養上の支援を行うことにより、要介護状態となった場合でも、本サービスの提供を受ける入居者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

○現在、市内には、特定施設の指定を受けた有料老人ホームが5施設、サービス付き高齢者向け住宅が1施設あります。

○住所地特例※対象施設であるため、市内外の各地に整備が進められている状況を踏まえ、今後も増加していくものとしてサービス量を見込みました。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	26,205	29,432	37,112	42,415	46,659	52,668	70,880
	人数 (人)	28	35	45	51	56	63	85
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	454,071	538,398	683,212	775,622	868,033	962,086	1,306,197
	人数 (人)	199	236	291	329	368	408	554

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

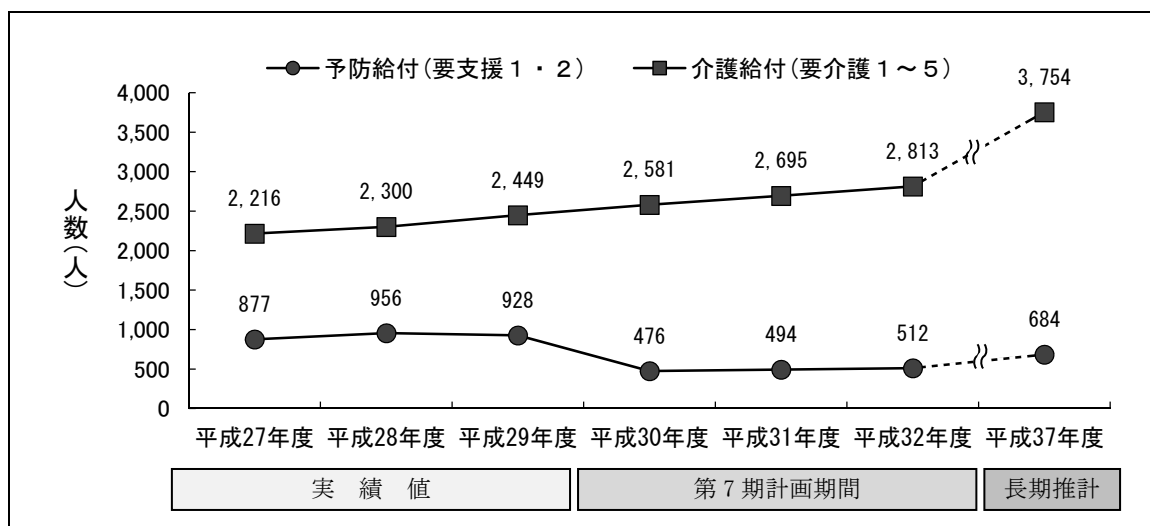
※ 「住所地特例」とは、施設などが多く整備されている市町村の負担を考慮して、介護保険施設や有料老人ホームなどに転居した場合でも、前住所地の保険者が保険給付を行う措置のことです。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

○居宅介護支援とは、要介護1～5の方が居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が施設への入所を要する場合にあっては、施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

○介護予防支援とは、要支援1・2の方が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、高齢者相談センターの職員が、介護予防サービス計画を作成し、この計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

○サービス給付は総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付(要支援1・2)	給付費(千円)	49,964	54,824	53,777	27,735	28,797	29,846	39,872
	人数(人)	877	956	928	476	494	512	684
介護給付(要介護1～5)	給付費(千円)	367,821	391,961	420,527	445,445	465,350	485,698	648,198
	人数(人)	2,216	2,300	2,449	2,581	2,695	2,813	3,754

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

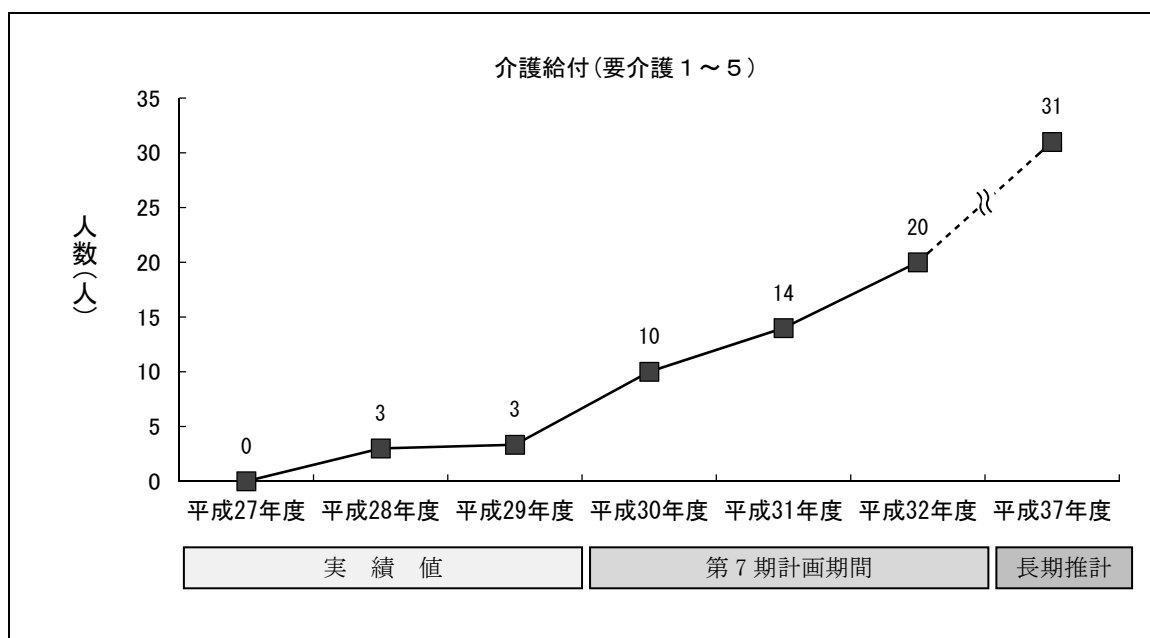
2 地域密着型サービスの見込量

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、必要に応じて訪問看護を行う事業所と連携しつつ、居宅において、介護福祉士・看護師等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護・療養上の支援又は必要な診療の補助を行うサービスです。

○現在、市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を受けた事業所が1事業所ありますが、在宅介護と医療の連携強化の下で有効なサービスの1つとして考えられるため、サービス量の増加を見込んでいます。

※介護離職ゼロに向けた取組として利用者分を見込量に追加しています。



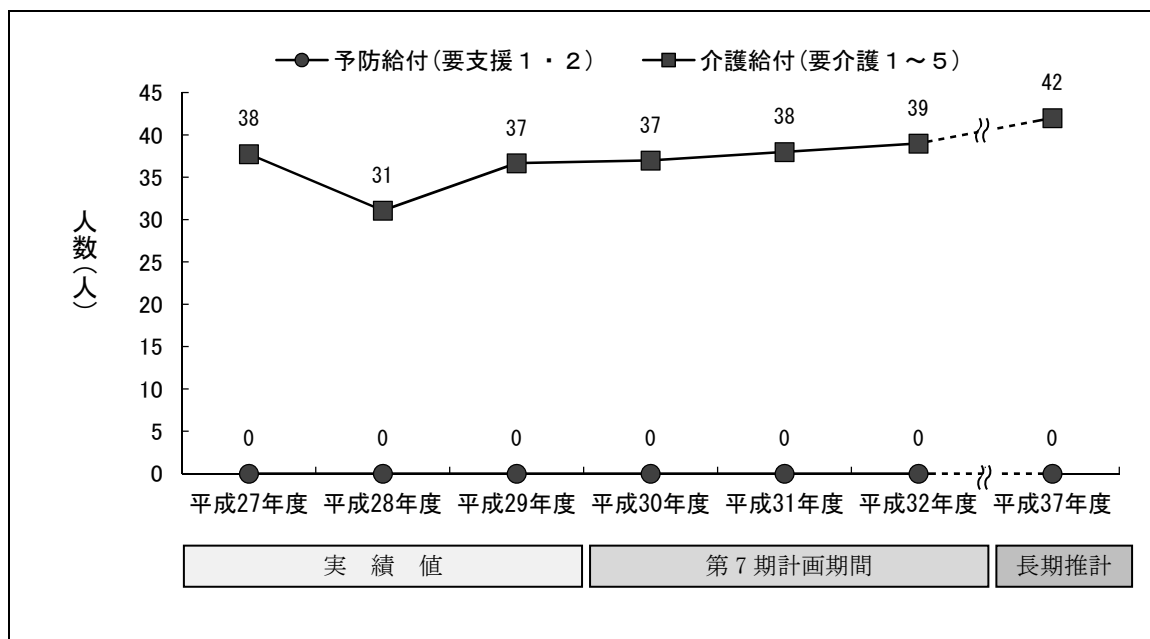
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	734	9,850	7,180	14,915	21,299	28,948	46,136
	人数 (人)	0	3	3	10	14	20	31

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(2) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

○認知症対応型通所介護は、認知症の要介護・要支援者について、デイサービスセンター等に通い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

○現在、南部圏域に2施設が整備されており、今後、未整備である他の圏域における整備を目指すものとし、今後のサービス量を見込んでいます。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援 1・2)	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	36,815	32,456	37,108	43,456	49,855	56,425	88,477
	人数 (人)	38	31	37	37	38	39	42

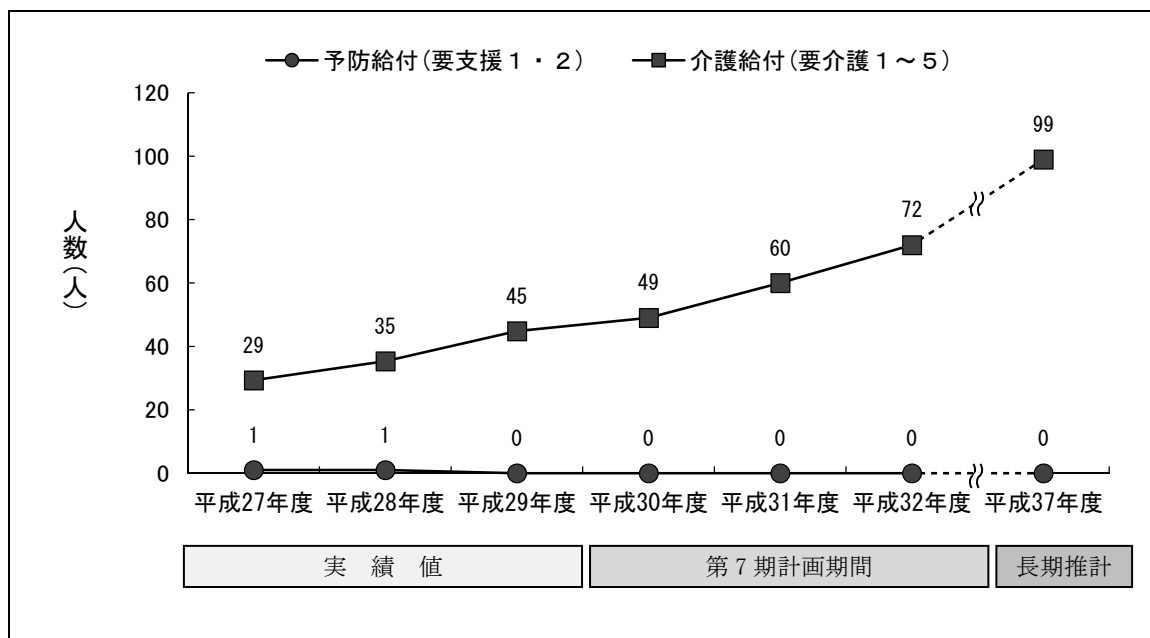
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(3) 小規模多機能型居宅介護

○小規模多機能型居宅介護は、認知症の要介護・要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、訪問、通い又は短期間の宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護等及び機能訓練を行うサービスです。

○現在、市内には2施設が整備されており、介護給付は増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。予防給付は、平成28年度以降、1月当たりの利用者数が1人未満と少ない状況であることから、今後の推計でも見込んでいません。

※介護離職ゼロに向けた取組として利用者分を見込量に追加しています。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付(要支援1・2)	給付費(千円)	534	481	0	0	0	0	0
	人数(人)	1	1	0	0	0	0	0
介護給付(要介護1～5)	給付費(千円)	70,642	73,509	95,592	105,199	128,436	152,511	213,025
	人数(人)	29	35	45	49	60	72	99

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

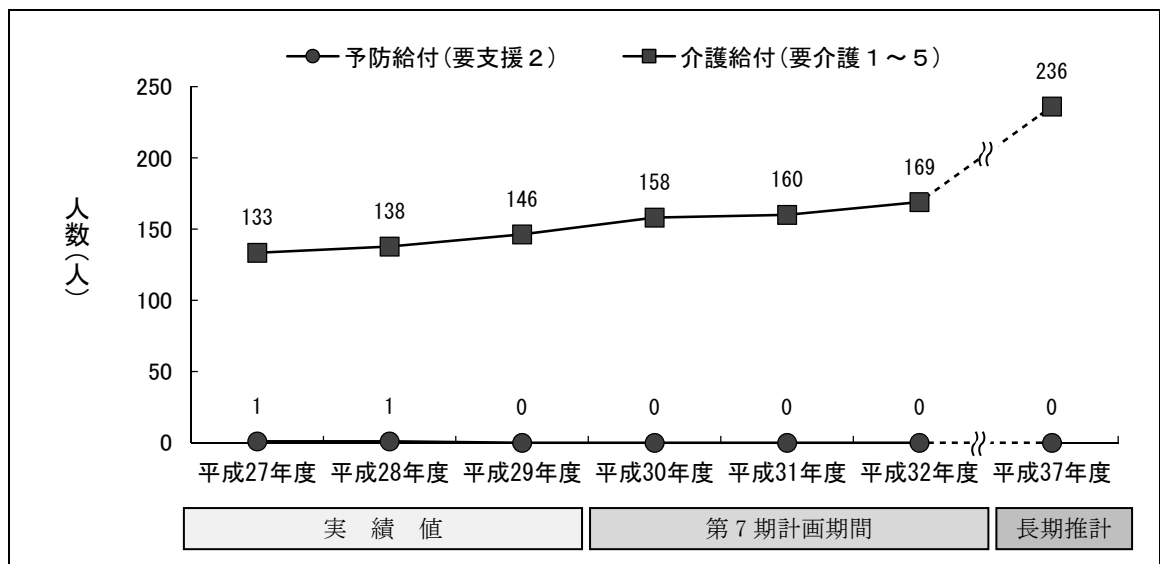
(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

○認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護・要支援2の者(急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

○今後、認知症高齢者の増加が予想されることから、介護給付については増加していくことを見込んでいます。予防給付は、平成28年度以降、月当たりの平均利用者数が1人未満と少ない状況であることから、今後の推計でも見込んでいません。

○現在、市内には9施設162床が整備されており、これを超える利用が見込まれます。

※介護離職ゼロに向けた取組として利用者分を見込量に追加しています。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付 (要支援2)	給付費 (千円)	2,468	229	0	0	0	0	0
	人数 (人)	1	1	0	0	0	0	0
介護給付 (要介護1~5)	給付費 (千円)	403,366	411,292	442,986	481,094	486,848	514,365	718,083
	人数 (人)	133	138	146	158	160	169	236

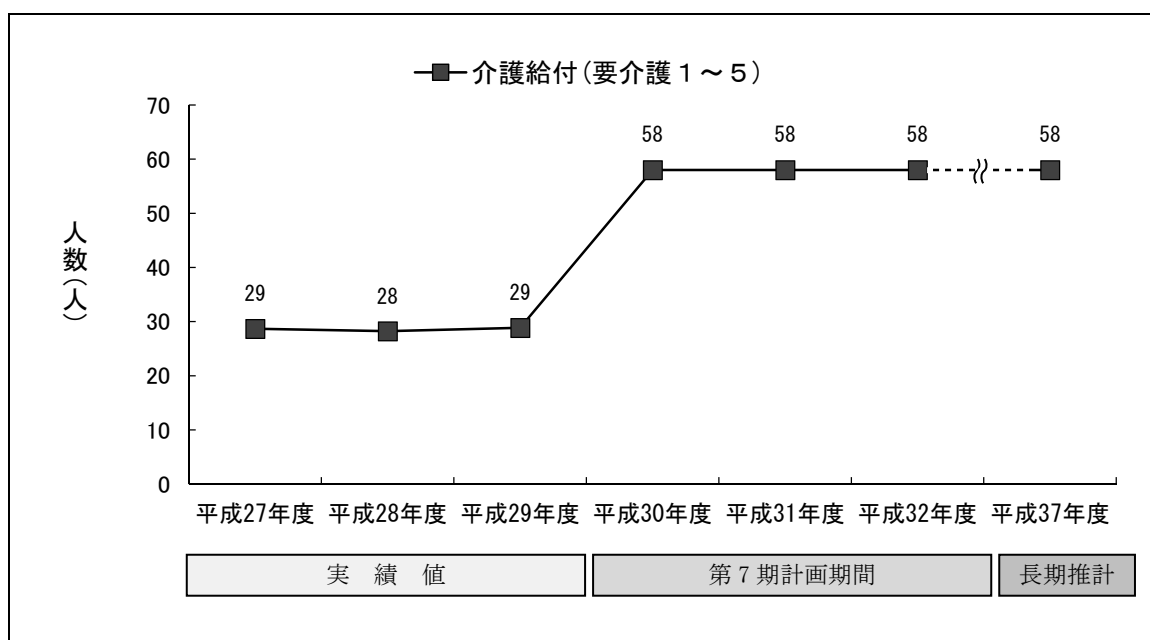
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

○現在、市内には施設入所待機者への対応として、平成30年4月開所の施設を含め、2施設58床が整備するため、今後のサービス量の増加を見込んでいます。

※介護離職ゼロに向けた取組として利用者分を見込量に追加しています。



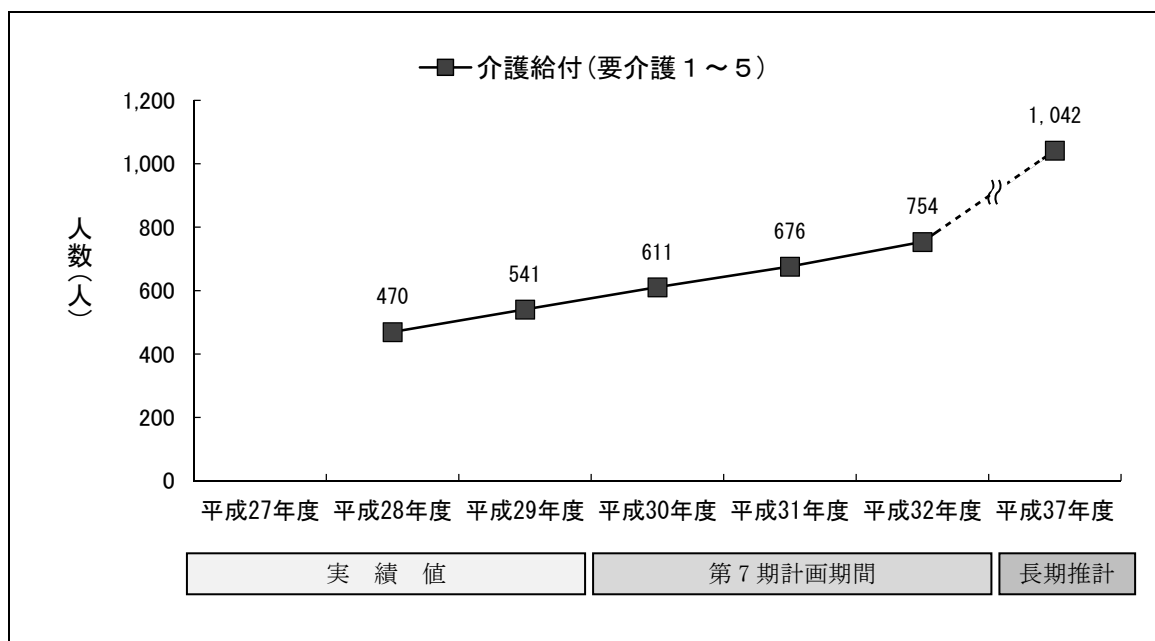
区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	75,232	75,458	77,867	158,314	158,385	158,385	158,856
	人数 (人)	29	28	29	58	58	58	58

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(6) 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

○地域密着型通所介護は、要介護者について、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

○地域密着型サービスに移行した平成28年以降、総じて増加傾向にあることを踏まえて、今後のサービス量を見込みました。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	-	364,090	439,107	495,652	547,134	610,562	843,832
	人数 (人)	-	470	541	611	676	754	1,042

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等の施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。
- 現在、市内にこの施設はなく、また、今後の整備予定もないことから、今後の推計でも見込んでいません。

(8) 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。)
- 現在のところ、市内にこのサービスは整備されていませんが、利用者のニーズを見極めながら整備に向けての対応を図ります。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

- 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。
- 現在のところ、市内にこのサービスは整備されていませんが、在宅介護と医療の連携強化の下で有効なサービスの1つとして考えられるため、利用者のニーズを見極めながら整備に向けての対応を図ります。

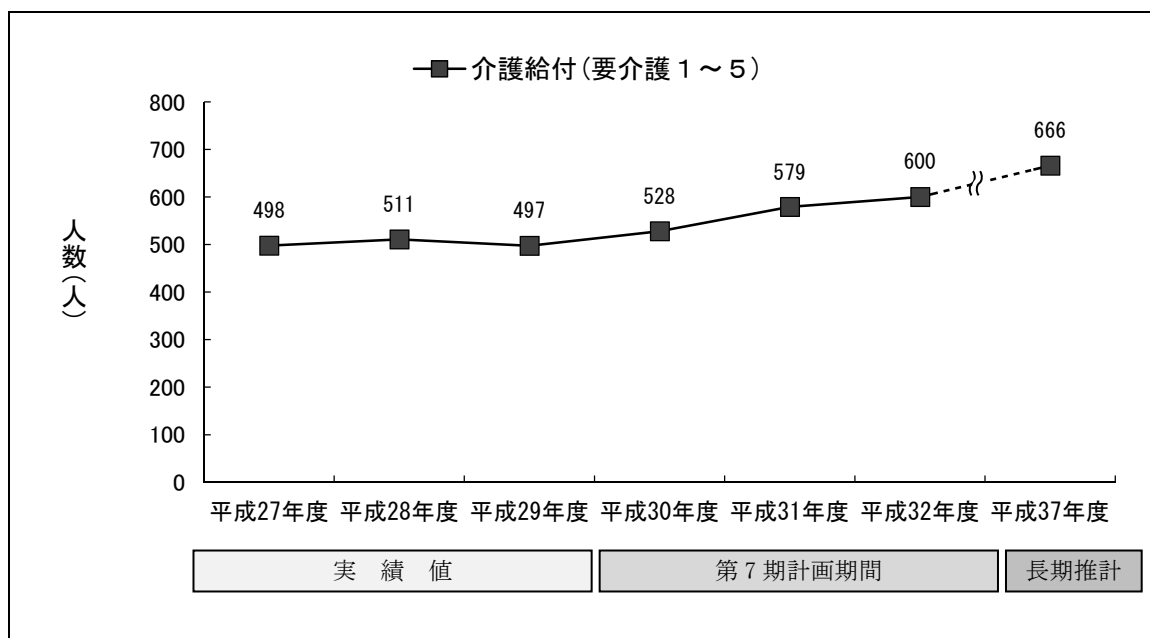
3 施設サービスの見込量

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○介護老人福祉施設は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う施設です。

○現在、市内には5施設561床が整備されており、また、平成30年度に1施設100床が開所する予定であり、今後のサービス量の増加を見込んでいます。

※医療病床等から介護サービスへの移行分及び介護離職ゼロに向けた取組分の利用者を見込量に追加しています。



区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1～5)	給付費 (千円)	1,457,898	1,477,895	1,476,246	1,575,436	1,730,107	1,793,014	1,994,224
	人数 (人)	498	511	497	528	579	600	666

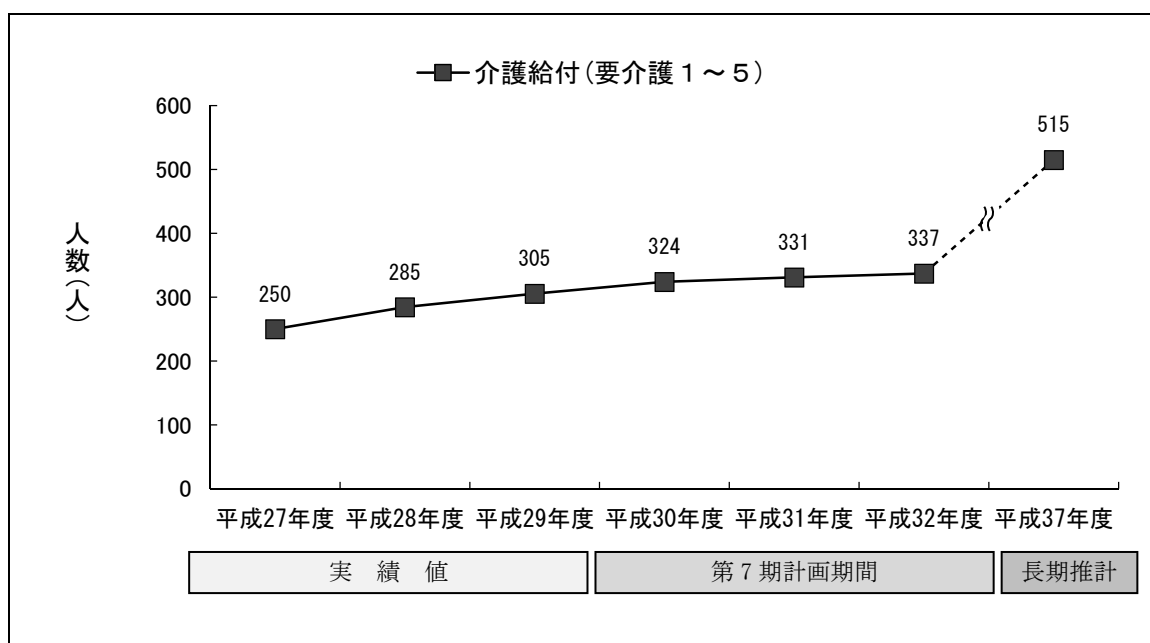
※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(2) 介護老人保健施設

○介護老人保健施設は、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う施設です。

○現在、市内には2施設244床が整備されていますが、利用者が増加していることを踏まえて、今後のサービス量を見込み整備を進めてまいります。

※医療病床等から介護サービスへの移行分及び介護離職ゼロに向けた取組分の利用者を見込量に追加しています。

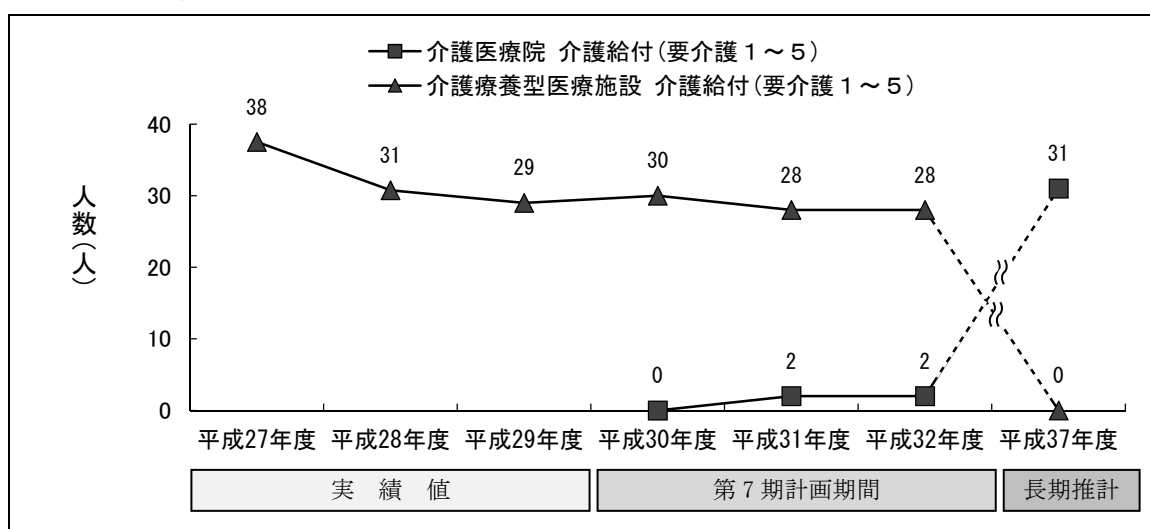


区分		実績値			第7期計画期間			長期推計
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付 (要介護 1~5)	給付費 (千円)	801,150	904,293	982,591	1,048,798	1,071,748	1,091,147	1,670,715
	人数 (人)	250	285	305	324	331	337	515

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

(3) 介護医療院・介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設は、療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。
- 平成29年度の法改正で創設された介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下のもと介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。
- 介護医療院の創設を踏まえ、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長されることとなり、平成36年度までに介護医療院等への移行を見込んでいます。



<介護医療院>

区分	実績値			第7期計画期間			長期推計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付(要介護1~5)	給付費(千円)	/	/	0	8,397	8,397	129,294
	人数(人)	/	/	0	2	2	31

※人数は月当たり平均利用者数

<介護療養型医療施設>

区分	実績値			第7期計画期間			長期推計
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付(要介護1~5)	給付費(千円)	159,033	131,476	129,385	121,046	121,046	/
	人数(人)	38	31	29	30	28	/

※人数は月当たり平均利用者数、平成29年度は見込値

4 介護保険サービス給付費の見込み

これまでに見た介護保険サービス利用者数に対応した給付費は、下表のとおりとなります。

(1) 予防給付（要支援1・2）

（単位：千円、回（日）、人）

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(1)介護予防サービス	給付費	149,191	161,351	175,491	232,460
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	11,346	11,725	11,788	13,256
	回数	220.4	228.0	229.6	258.9
	人数	44	48	52	74
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	3,010	3,597	4,045	6,504
	回数	86.5	103.2	116.2	186.7
	人数	8	9	10	11
介護予防居宅療養管理指導	給付費	10,448	11,612	12,939	17,212
	人数	71	79	88	117
介護予防通所リハビリテーション	給付費	33,255	35,699	38,610	51,483
	人数	95	102	110	147
介護予防短期入所生活介護	給付費	3,786	3,788	3,788	5,117
	日数	50.0	50.0	50.0	65.9
	人数	9	9	9	12
介護予防短期入所療養介護 （老健）	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費	25,493	27,417	29,480	39,379
	人数	371	399	429	573
特定介護予防福祉用具購入費	給付費	2,651	2,916	3,181	3,976
	人数	10	11	12	15
介護予防住宅改修	給付費	16,787	17,938	18,992	24,653
	人数	15	16	17	22
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	42,415	46,659	52,668	70,880
	人数	51	56	63	85
(2)地域密着型介護予防サービス	給付費	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費	27,735	28,797	29,846	39,872
	人数	476	494	512	684
合計	給付費	176,926	190,148	205,337	272,332

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護給付（要介護1～5）

（単位：千円、回（日）、人）

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
(1) 居宅サービス	給付費	3,852,858	4,123,171	4,412,174	5,850,690	
	訪問介護	給付費	704,934	734,466	767,588	1,053,414
		回数	20,323.3	21,140.0	22,066.3	30,128.5
		人数	999	1,020	1,044	1,306
	訪問入浴介護	給付費	88,784	98,296	109,725	163,094
		回数	599.3	663.5	741.3	1,104.4
		人数	123	135	149	200
	訪問看護	給付費	252,651	289,296	331,564	526,811
		回数	4,101.8	4,690.4	5,377.5	8,468.7
		人数	460	519	578	772
	訪問リハビリテーション	給付費	35,459	37,623	39,292	53,841
		回数	978.6	1,037.9	1,083.5	1,482.9
		人数	71	73	74	88
	居宅療養管理指導	給付費	168,522	188,583	208,740	278,872
		人数	1,012	1,132	1,253	1,674
	通所介護	給付費	896,735	919,946	941,845	1,103,129
		回数	10,260.7	10,699.7	11,145.6	14,076.5
		人数	1,135	1,248	1,374	2,095
	通所リハビリテーション	給付費	266,407	281,502	295,215	357,351
		回数	2,643.0	2,800.4	2,944.6	3,617.5
人数		318	342	367	490	
短期入所生活介護	給付費	352,859	373,193	398,996	533,419	
	日数	3,457.7	3,665.4	3,930.1	5,317.4	
	人数	274	279	288	330	
短期入所療養介護(老健)	給付費	9,093	9,708	9,708	12,174	
	日数	66.3	71.2	71.2	89.3	
	人数	15	16	16	20	
短期入所療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0	
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数	0	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費	259,668	279,173	299,774	399,947	
	人数	1,599	1,719	1,846	2,463	
特定福祉用具購入費	給付費	12,852	13,168	14,213	18,953	
	人数	37	38	41	55	
住宅改修費	給付費	29,272	30,184	33,428	43,488	
	人数	29	30	33	43	
特定施設入居者生活介護	給付費	775,622	868,033	962,086	1,306,197	
	人数	329	368	408	554	
(2) 地域密着型サービス	給付費	1,298,630	1,391,957	1,521,196	2,068,409	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	14,915	21,299	28,948	46,136	
	人数	10	14	20	31	
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費	43,456	49,855	56,425	88,477	
	回数	341.9	391.6	442.9	688.4	
	人数	37	38	39	42	
小規模多機能型居宅介護	給付費	105,199	128,436	152,511	213,025	
	人数	49	60	72	99	
認知症対応型共同生活介護	給付費	481,094	486,848	514,365	718,083	
	人数	158	160	169	236	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	158,314	158,385	158,385	158,856	
	人数	58	58	58	58	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	
	人数	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費	495,652	547,134	610,562	843,832	
	回数	5,544.7	6,127.1	6,829.2	9,445.1	
	人数	611	676	754	1,042	

(前頁からの続き)

(単位：千円、人、回)

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(3)施設サービス	給付費	2,753,619	2,931,298	3,013,604	3,794,233
介護老人福祉施設	給付費	1,575,436	1,730,107	1,793,014	1,994,224
	人数	528	579	600	666
介護老人保健施設	給付費	1,048,798	1,071,748	1,091,147	1,670,715
	人数	324	331	337	515
介護医療院	給付費	0	8,397	8,397	129,294
	人数	0	2	2	31
介護療養型医療施設	給付費	129,385	121,046	121,046	
	人数	30	28	28	
(4)居宅介護支援	給付費	445,445	465,350	485,698	648,198
	人数	2,581	2,695	2,813	3,754
合計	給付費	8,350,552	8,911,776	9,432,672	12,361,530

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(3) 標準給付見込額

平成30年度から平成32年度の介護保険給付費（介護給付費・予防給付費）の見込みに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料を加えたものが、保険料算定の基となる標準給付費となります。

(単位：円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費見込額	9,061,954,630	9,790,391,471	10,479,076,121	13,762,048,167
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	8,521,088,630	9,200,814,945	9,858,168,882	12,922,161,447
総給付費	8,527,478,000	9,101,924,000	9,638,009,000	12,633,862,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	6,389,370	10,332,143	11,152,334	14,913,241
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	109,223,088	231,312,216	303,212,688
特定入所者介護サービス費等給付額	277,810,000	306,676,000	316,622,000	400,864,000
高額介護サービス費等給付額	218,385,000	233,824,820	250,356,235	352,287,655
高額医療合算介護サービス費等給付額	38,141,000	42,183,946	46,655,444	77,210,785
算定対象審査支払手数料	6,530,000	6,891,760	7,273,560	9,524,280
審査支払手数料一件あたり単価	40	40	40	40
審査支払手数料支払件数（件）	163,250	172,294	181,839	238,107

5 介護保険サービスの確保策

(1) 介護保険サービスの基盤整備

① 居宅サービス

居宅サービスについては、この計画においてサービス見込量を推計しており、この必要量の確保に努めるものとしますが、具体的な整備目標数は設定しません。現状では、訪問看護や通所リハビリテーションの利用者の増加が見込まれるため、今後、在宅介護と医療の連携強化の下でこれらのサービスの参入を促していきます。

② 地域密着型サービス

介護給付費の見込みを踏まえ、地域密着型サービスの日常生活圏域別必要利用定員総数は以下のとおりです。

サービス種類	必要利用定員総数(人)			
	日常生活圏域	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症対応型共同生活介護		162	162	180
	東部第一	26	26	29
	東部第二	26	26	29
	西部	30	30	33
	南部	26	26	29
	北部第一	28	28	31
	北部第二	26	26	29
地域密着型特定施設 入居者生活介護		0	0	0
	東部第一	0	0	0
	東部第二	0	0	0
	西部	0	0	0
	南部	0	0	0
	北部第一	0	0	0
	北部第二	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護		58	58	58
	東部第一	8	8	8
	東部第二	10	10	10
	西部	10	10	10
	南部	10	10	10
	北部第一	10	10	10
	北部第二	10	10	10

上記の必要利用定員総数に基づき、第7期計画期間における新たな整備目標は次のとおりとします。

サービスの種類	整備目標	
	事業所数(定員)	圏域
認知症対応型通所介護	〈※1〉	南部圏域以外
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1(18人)	東部第一圏域
小規模多機能型居宅介護	1(29人)	

※1 南部以外の5圏域での整備を目指すため、各圏域で1事業所ずつ、最大5事業所。

なお、地域密着型サービス事業者の選定については、サービスの質の確保・向上を期待し、公平・公正に選定するため、原則、公募により行います。

また、事業者の新規指定、指定更新に当たっては、サービスの適切な運営を確保するため、新座市地域密着型サービス運営委員会において、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者等の意見を聴取するものとします。

③ 施設サービス

施設サービスについては、施設入所待機者の解消が課題となっていますが、この入所待機者の解消に当たっては、施設サービスのみならず、在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めるものとします。

併せて、高齢者の住まいのあり方の選択肢として、施設サービスのほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も含めた検討が必要であると考えます。これらを踏まえて、第7期計画期間における施設サービスの整備目標を次のとおり設定します。

サービス種類	整備目標	
	年度	床数
介護老人保健施設	平成32年度	129床

(2) 介護保険サービスの質の向上

① サービス事業者等への支援

質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者への情報提供や資質向上のための研修機会を設けるとともに、事業者からの問合せ・相談等に随時対応していきます。

介護支援専門員(ケアマネジャー)同士の連携や知識、資質の向上を図るため、連絡会や研修会を開催するとともに、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例については、適宜、高齢者相談センターにおける地域ケア会議等を活用し、問題解決を図ります。

② サービス事業者への指導監督

市が指定する居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所及び総合事業の指定を受けた事業所等に対して、集団指導及び実地指導を定期的に行います。

なお、介護給付費等費用適正化事業とも連動して実施することにより、より利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。

また、実地指導等の機会を捉えて、介護職員の職場環境の把握に努め、必要と判断される場合には、処遇改善を求めます。

③ 介護人材の確保

今後、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、必要とされる介護人材の不足が見込まれています。このため、市が実施する地域支援事業においても、新たな人材の発掘及び育成を進めてまいります。

同時に、国及び埼玉県で実施する離職した介護人材に対する再就職準備金の貸付け等（潜在介護人材の呼び戻し）、中高年齢者に対する入門的な研修及び職場体験等（新規参入促進）並びに介護職員処遇改善加算の拡充、介護ロボットの活用による負担軽減（離職防止定着促進）に資する事業と連携して対応を行ってまいります。

④ 規範的統合の推進

介護保険の自立支援や介護予防といった理念や高齢者自らが健康保持増進や介護予防に取り組むといった基本的な考え方、本市の地域包括ケアシステムや地域づくりの方向性等について、市、高齢者相談センター、市民、事業者等の関係者の間で共有することが重要です。

このため、ホームページやパンフレットを活用し、制度やサービスについての情報提供を行うとともに、出前講座及び会議等を活用した関係者への周知を引き続き実施します。

第5章 地域支援事業の展開

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下、「要支援者等」といいます。）に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として、訪問型サービス及び通所型サービスを提供します。

また、総合事業のみを利用する方に対するサービス計画の作成は、高齢者相談センターが介護予防ケアマネジメント事業において実施します。

① 訪問型サービス

現在、市では、従来の訪問介護に相当するサービスとして、指定事業所の訪問介護員等によるサービス（介護予防訪問介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）を実施しており、平成30年度からは短期集中予防サービス（訪問型サービスC）を開始します。

一 介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA・訪問型サービスC

介護予防訪問介護相当サービスは、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。

訪問型サービスAは、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に訪問介護員又は一定の研修受講者が行う生活援助等のサービスです。

訪問型サービスCは、特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職がその方の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	36,508	87,875	94,756	101,284	123,892

② 通所型サービス

現在、市では、従来の通所介護に相当するサービスとして、通所介護指定事業所の従事者による通所サービス（介護予防通所介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を実施しており、平成30年度からは短期集中予防サービス（通所型サービスC）を開始します。

今後も、引き続き、医療機関の理学療法士などのリハビリテーション専門職が関わるプログラムの検討など、魅力的なプログラムの実施に努めるとともに、「介護予防ガイドブック」において地域の通いの場等の情報を集約することで、高齢者の介護予防及び健康増進を促進します。

一 介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスA・通所型サービスC

介護予防通所介護相当サービスは、要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通り、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

通所型サービスAは、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動などを行うサービスです。

通所型サービスCは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある方を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービスです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	67,213	168,230	181,402	193,900	237,182

③ その他の生活支援サービス事業

その他の生活支援サービス事業は、要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるもので、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等、定期的な安否確認及び緊急時の対応及び住民ボランティア等が行う訪問による見守り、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市が定める生活支援を行う事業です。

本市では、市単独事業で実施している配食サービス、老人クラブでの友愛活動や地域での多様な活動の状況を踏まえ、引き続き、検討します。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防や市の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業で、各圏域に設置された高齢者相談センターが実施します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	15,544	35,264	38,026	40,645	49,718

(2) 一般介護予防事業

市の独自事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、下記の5事業を組み合わせ実施します。

①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④一般介護予防事業評価事業、⑤地域リハビリテーション活動支援事業

なお、これらの取組は、認知機能低下の予防に繋がる可能性も高いことから、認知症の発症予防の観点も踏まえ推進します。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

本市では、サービスに繋がっていない要介護（支援）者やニーズ調査の未回答

者の情報等などにより、閉じこもり等の支援を必要とする方を把握し、住民主体の介護予防活動につなげる取組を実施します。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。本市では、引き続き、介護予防の普及啓発に資する運動教室等の開催・充実に努めます。

－介護予防ガイドブックの配布－

市が実施する介護予防に資する活動のほか、老人クラブや住民主体の地域活動も含めて掲載したパンフレットを作成し、配布しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	8,464	7,022	7,150	7,280	7,930
配布数	27,000	27,000	27,500	28,000	30,500
掲載団体数	100	110	120	130	150

－介護予防講演会の開催－

年に一度、有識者による介護予防と健康増進に関する講演会を開催し、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	190	315	315	315	315
開催回数	1	1	1	1	1
参加者数	186	250	250	250	250

－にぎ元気アップ広場－

市内の集会所やふれあいの家において、健康体操やレクリエーション等を行い、高齢者の生活機能の維持向上、閉じこもり防止、介護予防に資する普及啓発を図り、地域の健康づくりを推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	4,729	4,767	4,767	4,767	4,767
会場数	38	40	40	40	40
開催回数	380	400	400	400	400
参加者数	9,120	10,000	10,400	10,800	12,000

ーにいざ元気アップウォーキングー

老人クラブ連合会と一緒に、近隣のウォーキングスポットを巡ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	10	10	10	10	10
開催回数	14	14	14	14	14
参加者数	370	420	450	470	490

ー介護予防ウォーキング教室ー

健康運動指導士のレクチャーのもと、正しい歩き方を学びます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	45	45	45	45	45
開催回数	3	3	3	3	3
参加者数	90	105	110	115	120

ーウォーキングカレンダーの配布ー

正しいウォーキング方法の掲載とともに、日々の歩いた歩数を記録し、マップに落とし込むことにより、ウォーキングの習慣化を図り、介護予防を促進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	87	87	87	87	87
配布数	700	800	900	1,000	1000

ー軽度認知障がい（MC I）改善プログラム実施事業ー

軽度認知機能障害（MC I）のスクリーニングであるファイブ・コグ検査等を行い、認知症発症リスクの高い方を抽出するとともに、科学的根拠の認められた短期集中型の認知機能向上プログラムを提供することで、効果的に認知症予防を図る事業です。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	1,500	3,226	3,226	3,226	3,226
開催か所	1	2	2	2	2
開催回数	24	48	48	48	48
参加者数	500	1,200	1,200	1,200	1,200

一健康長寿ポイント事業一

新座市が実施する介護予防事業等に参加し、一定のポイントを集めた場合に記念品を贈呈する事業です。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	240	300	320	340	400
配布数	650	700	720	740	800
景品交換数	240	300	320	340	400

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するとともに、介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成および支援を行う事業です。

一にいざの元気推進員の養成一

新座市民総合大学において、地域における健康づくりの中心的な担い手となる人材(=にいざの元気推進員)の養成に努めるとともに、にいざの元気推進員のフォローアップ講座の実施による推進員の活動の充実を支援します。また、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等、住民の積極的な参加を促し、地域づくりを推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	0	0	0	0	0
受講者数	40	40	40	40	40
推進員養成数	35	35	35	35	35
延べ活動人数	35	70	105	140	175

ーにいざの元気推進員フォローアップ講座ー

にいざの元気推進員等を対象としたフォローアップ講座を開催し、最新の介護予防の知識等に関する情報を提供するとともに、にいざの元気推進員自身の現場での活動内容等について情報交換するために開催するものです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	85	85	85	85	85
開催回数	1	1	1	1	1
参加者数	175	175	175	175	175

ーにいざ元気アップトレーニングー

歩いて通える集会所等で住民主体の運営により、効果が検証されている体操(元気アップトレーニング)を週1回以上実施するグループの育成を推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	0	0	0	0	0
活動グループ数	20	27	34	41	48

ーほっと茶や事業ー

町内会及び社協支部において、地域の高齢者の介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開催しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
事業費(千円)	840	960	960	960	960
開催回数	84	96	96	96	96
参加者数(人)	2,100	2,400	2,400	2,400	2,400

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的としたもので、本市では、国の定める指標に基づき目標値を定期的に調査することにより、各事業の評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、市が地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、高齢者相談センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものです。

－元気アップトレーニングへの介護予防に関する技術的助言－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	500	700	700	700	0
リハビリテーション職派遣回数	50	70	70	70	70

－個別地域ケア会議におけるケアマネジメント支援－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	0	240	480	480	480
理学療法士派遣(回)	12	12	24	24	24
作業療法士派遣(回)	12	12	24	24	24

2 包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）

各日常生活圏域において、地域の高齢者の総合相談の中核を担っている高齢者相談センターに次に掲げる事業を委託し、市との連携のもとに地域における高齢者の生活を支援します。また、高齢者人口の増加に合わせ、高齢者相談センターの充実を図ります。

（1）総合相談支援業務

高齢者相談センターが、専門的な立場から支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ることで、適切なサービス利用を図ります。

また、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うとともに、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援に努めます。

① 地域におけるネットワークの構築

高齢者相談センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

② 実態把握

①で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。具体的には、要支援認定を受けているもののサービスを利用していない方やニーズ調査の未回答者に対して、個別に訪問すること等により、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、

当該世帯の高齢者や家族への支援につなげるように努めます。

③ 総合相談支援

1) 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断するとともに、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

2) 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な情報収集を行うなど、高齢者及びその家族への支援に努めます。

(2) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を守るため、高齢者相談センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

① 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行います。また、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合は、市と連携し、市長申立てにつなげるなど、制度の活用促進を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
市町村申立てにつながった件数	0	—	—	—	—

② 老人福祉施設への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市と連携し、措置入所につながるよう支援を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
措置入所の実施を求めた件数	0	—	—	—	—

③ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待防止法に基づき、速やかに事例に即した適切な対応を図ります（虐待支援シートによる対応件数）。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
対応件数	11	—	—	—	—

④ 困難事例への対応

虐待の事例を把握した場合には、関係機関との連携のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を図ります。

－困難事例への対応件数－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
対応件数	11	—	—	—	—

⑤ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。また、消費生活支援センターとの定期的な情報交換の場を持つなど、関係機関間の連携を強化します。

－消費生活支援センターとの情報交換会－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催件数	1	1	1	1	1

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域において、多職種相互の協働と連携により介護支援専門員を支援していきます。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備を推進します。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークの構築及びその活用を促進します。

③ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、高齢者相談センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

④ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、高齢者相談センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際しては、以下の点に留意します。

1 地域包括支援ネットワークの構築について

高齢者相談センターの運営を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマル等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協同による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、高齢者相談センターはこれらの関係者との連携に努めていくことが求められています。

このため、本市においては、そのための手段の一つとして、高齢者相談センターが生活支援体制整備事業における地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加していくことを通じて、高齢者相談センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実へとつなげてまいります。

2 地域ケア会議の実施について

本市では、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効率的な実施のために、高齢者相談センターが主催し、個別ケースを検討するための地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び地域課題の検討をする場としての市が開催する地域ケア会議（地域ケア推進会議）を設置し、以下のとおり進めていきます。

平成28年度から平成29年度にかけて実施した埼玉県地域包括ケアシステムモデル事業において、上記の「地域ケア個別会議」に歯科医師、理学療法士、作業療法士、薬剤師及び管理栄養士等の専門職を配置し、自立支援を目指す「自立支援型地域ケア会議」として、市主導により実施しました。第7期ではこれを各高齢者相談センターと協働し進めていきます。本会議で抽出された地域課題については、市圏域レベルで開催する「地域ケア推進会議」で検討し、地域づくりに結び付けていくよう取り組みます。

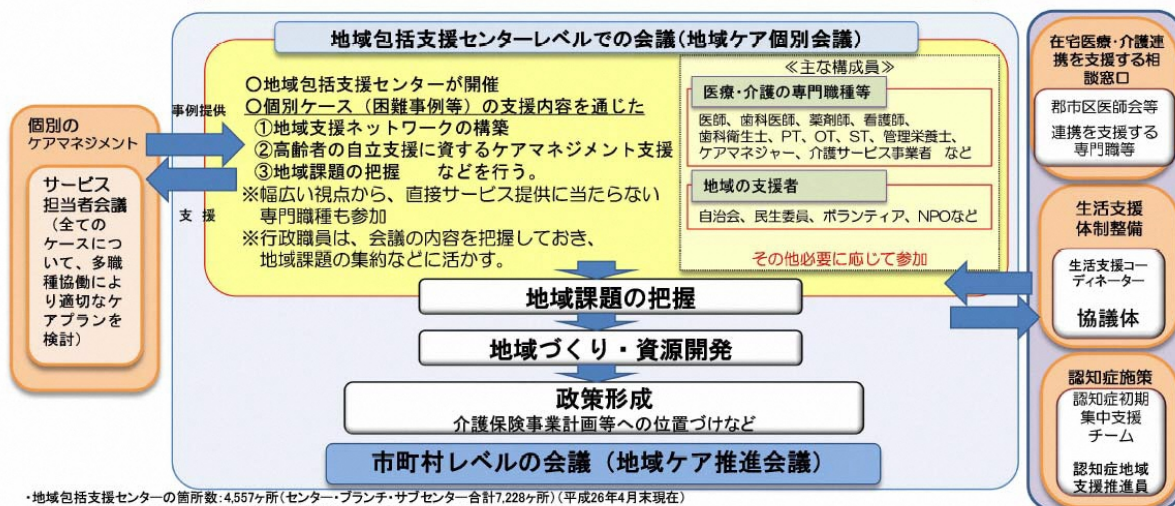
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



・地域包括支援センターの箇所数:4,557ヶ所(センター・プラチ・サブセンター合計7,228ヶ所)(平成26年4月末現在)
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,207保険者)で実施(平成24年度末時点)

－地域ケア個別会議－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催件数	12	12	24	24	24

－地域ケア推進会議－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催件数	1	2	2	2	2

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、本市では、埼玉県、一般社団法人朝霞地区医師会、介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成します。また、作成したリスト等は市ホームページに掲載し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
名簿掲載事業所(件)	200	210	220	230	240

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

－多職種連携協議体会議－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	220	240	240	240	240

－新座ケアサロン－

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	4	4	4	4	4
参加者数(人)	220	250	250	300	300

③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、在宅医療連携拠点として朝霞地区医師会により運営されている「地域包括ケア支援室」については、地域特性に応じた取組について検討を行います。また、地域の医療・介護関係者と協力するとともに往診医の派遣及び急変時に入院可能なベッドを朝霞地区医師会と協力し、確保していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
登録患者数(人)	—	10	20	30	40
往診医登録件数 (※1)	6	6	6	6	6
療養支援ベッド協力 医療機関数(※2)	6	6	6	6	6

※1 新座市のみ

※2 朝霞市・志木市・和光市・新座市の合計

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

朝霞地区医師会により導入されている情報共有ツール（MCS：メディカルケアステーション）について、市内医療機関及び介護事業所等に対して説明会等を実施し、利用促進を図り、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

現在、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として設置している「地域包括ケア支援室」において、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行う体制を整えていきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
問合せ件数(件)	—	100	120	140	160

⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行うとともに、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を行います。

なお、本研修は朝霞地区医師会等関係機関と協力し、より現場に即した魅力あるテーマを設定することで、多くの医療・介護関係者が参加するよう実施していきます。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解促進に努めます。

ー地域医療講演会ー

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
講演会開催数(回)	1	1	1	1	1
地域医療講演会参加者数(人)	220	300	300	300	350

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携

引き続き、朝霞保健所及び近隣市町等との情報交換の機会を設け、連携推進に努めます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
朝霞地区医師会 医療・介護連携部会	5	5	5	5	5
朝霞保健所管内 在宅医療・介護連携 に関する情報交換 会	1	1	1	1	1

(2) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、次の取組を推進します。

① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」について、市区域で活動する第1層コーディネーターとして専従職員1名を配置しました。今後は、日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターについて、各関係機関と調整を図りつつ、配置に向けた検討を推進します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
第1層コーディネーター設置数(人)	1	1	1	1	1
第2層コーディネーター設置数(人)	0	6	6	6	6

② 協議体の設置及び運営

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

第7期計画では、更なる連携・協働を推進するため、第一層協議体と第二層協議体の連携・強化を促進します。

[協議体の設置状況]

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
第一層協議体	1	1	1	1	1
第二層協議体	0	6	6	6	6

(3) 認知症総合支援事業

認知症の人*を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示し、次の取組を推進します。

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられる体制を構築するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成28年度に配置しました。

支援チームは、市内の医療機関に配置し、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師等の指導の下、自立生活のサポートを行っています。併せて、平成28年度から「認知症初期集中支援チーム検討委員会（新座市では「新座市認知症総合事業検討委員会」といいます。）」を設置し、本市の認知症事業に関する地域課題の抽出や支援体制についての協議を行っています。

－認知症総合事業検討委員会－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	3	3	3	3	3
参加者数(人)	72	72	72	72	72

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を、平成29年度現在で市内に9名配置しています。また、同推進員による主な取組として、介護事業所の職員を対象とした研修会を開催しており、今後も同研修会について、更なる周知拡大を推進し

*認知症の人には、第2号被保険者を含みます。たとえば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。

ます。また、地域の認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担の軽減を図る認知症カフェ（オレンジカフェ）の更なる拡大を図ります。

－認知症地域支援推進員－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
設置人数(人)	9	9	9	9	9

1) 認知症の人の家族に対する支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るための取組として、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を開設しています。

－認知症カフェ（オレンジカフェ）－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
会場数(箇所)	2	3	5	7	10
開催数	20	36	48	78	84
参加者数	700	900	1,200	1,950	2,100

2) 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

認知症ケアの対応力向上を図るため、介護事業所職員等を対象とした研修を実施します。

－介護事業所職員のための認知症ケア講座－

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加者数(人)	120	120	120	120	120

(4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）の実施に際して（P78）に記載するとおりです。

4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種の事業を実施します。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促す事業であり、もって、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとして実施します。

① 認定調査状況チェック 【主要5事業】

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて、点検を実施します

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、年に一度、合議体の委員の組換えを行うとともに、必要に応じ、分析結果を直営の訪問調査員に対して周知します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
点検数(委託分)	1,007	1,098	1,197	1,305	2,008
点検数(直営分)	5,119	5,273	5,431	5,594	6,485

② ケアプランの点検 【主要5事業】

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
ケアプラン点検数	12	-	-	-	-
過誤申立件数(件)	0	-	-	-	-
過誤申立金額(円)	0	-	-	-	-

③ 住宅改修等の点検 【主要5事業】

1) 住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除します。

具体的には、居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問、又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事前の受給者宅の実態確認件数	0	-	-	-	-
施工後の訪問調査件数	1	-	-	-	-
指摘件数	0	-	-	-	-

2) 福祉用具購入・貸与調査

適正化システムによる各福祉用具の貸与品目の単位数の把握により、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース及び同一種目の複数利用について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

これにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実態調査件数	1	-	-	-	-
指摘件数	0	-	-	-	-

④ 医療情報との突合・縦覧点検 【主要5事業】

1) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

2) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
点検件数	538	-	-	-	-
過誤申立件数	85	-	-	-	-
過誤申立金額(千円)	753	-	-	-	-

⑤ 介護給付費通知 【主要5事業】

市から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年に2回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
通知発出回数	2	2	2	2	2
介護給付費通知発送数	8,649	9,202	9,790	10,415	14,189

⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業

上記の主要5事業を効果的・効率的に実施するため、国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、適正化システム及び地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
過誤申立件数(件)	7	-	-	-	-
過誤申立金額(円)	340,004	-	-	-	-

⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要な過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することに寄与するものです。そのため、指導監督事務における集団指導及び個別指導を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、そ

の実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけていきます。

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、以下の取組を推進します。

① 介護教室の開催

－家族介護教室－

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした3回連続教室を委託により実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費	114	114	114	114	114
開催回数	1	1	1	1	1
参加延人数	60	60	60	60	60

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。

－徘徊高齢者等家族支援サービス事業－

認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、本人の行方が分からなくなったときに居場所を検索します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	500	500	600	600	700
利用人数 ()内は自己負担有	25(12)	25(12)	30(15)	30(15)	35(18)

－高齢者見守りステッカー配布事業－

認知症等により徘徊癖のある高齢者等の家族に対して、登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
事業費(千円)	216	216	216	216	216
利用者数	45	50	55	60	85

－徘徊模擬訓練－

徘徊高齢者の保護及び早期発見の観点から、地域住民や自治会、高齢者相談センター等が連携を図り、徘徊高齢者への対応や地域での連携方法について模擬訓練を実施します。

〔開催状況〕

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
開催回数	6	7	7	7	7
参加者数	300	350	350	350	350

※ 高齢者相談センター実施分の合計

(3) その他の事業

① 成年後見制度利用支援事業

市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
申立て件数(件)	6	-	-	-	-
助成件数(件)	8	-	-	-	-
助成額(円)	1,924	-	-	-	-

② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行います。

また、広く事業の周知を図るため、周知方法について検討を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
助成件数(件)	58	60	61	63	70
助成額(千円)	116	120	122	126	140

③ 認知症サポーター等養成事業

－認知症サポーター養成講座－

認知症サポーター養成+講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を促進します。なお、第7期計画では、小中学校への実施拡充に向け、更なる周知を促進していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催数(回)	25	35	45	55	65
養成数(人)	600	840	1,080	1,320	1,560

－認知症サポーターフォローアップ講座－

認知症サポーター養成講座受講者のフォローアップ講座を開催し、認知症サポーターの地域での活動の充実を図ります。なお、フォローアップ講座の開催にあたっては、引き続き、各高齢者相談センターと連携した周知を強化し、各地区から均等に受講申し込みが得られる工夫をしていきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
開催数(回)	3	3	3	3	3
養成数(人)	165	180	180	180	180

5 地域支援事業の事業費の見込み

これまでに見た地域支援事業に対応した事業費は、下表のとおりとなります。

(単位：千円)

区分	第7期計画期間			長期推計
	30年度	31年度	32年度	37年度
総事業費	582,705	612,130	635,007	713,778
介護予防・日常生活支援総合事業費	343,304	370,842	393,729	472,290
介護予防・生活支援サービス事業費	272,818	294,174	314,442	384,630
介護予防ケアマネジメント事業費	35,774	38,026	40,645	49,718
一般介護予防事業費	34,717	38,642	38,642	37,942
介護予防把握	—	—	—	—
介護予防普及啓発	18,001	19,912	19,912	19,912
地域介護予防活動支援	550	556	556	556
一般介護予防事業評価	15,416	16,994	16,994	16,994
地域リハビリテーション活動支援	750	1,180	1,180	480
包括的支援事業費	236,051	237,809	237,769	237,729
高齢者相談センターの運営	199,750	199,750	199,750	199,750
社会保障充実分	36,301	38,059	38,019	37,979
任意事業費	2,383	2,483	2,483	2,583
その他諸費	967	996	1,026	1,176

第6章 高齢者一般施策と関連事業の展開

1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業）

本市では、介護保険制度を補完するため、次の事業を市単独事業として実施しています。今後ともこれらの事業について見直しを図りながら事業を展開していきます。

（1）在宅福祉サービス

① 生活支援サービス

介護保険適用外の虚弱な高齢者が居宅で自立した生活を維持できるよう、訪問家事援助、ショートステイ、デイサービスを提供する事業です。

今後は、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス及び通所型サービス）と調整を図りながら、事業規模等を検討していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
利用人数(人)	6	6	4	2	0

② 重度要介護高齢者手当

身体上又は精神上の障がいのため、日常生活に著しい支障のある高齢者（65歳以上の要介護4又は5に該当する人で、介護保険施設等入所者を除く）に対し、重度要介護高齢者手当を支給します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
支給人数(人)	911	911	911	911	911

③ 緊急連絡システム事業

居宅の電話に救助通報機を設置します。設置者は年々増加傾向であり、事業の周知を図りつつ、事業を継続します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
設置人数(人)	1,413	1,518	1,564	1,611	1,868

④ 入浴助成事業

居宅に入浴設備がないため、公衆浴場を利用する高齢者の健康増進を図るとともに、生きがいのある生活の向上に資するため、当該高齢者が公衆浴場を利用した際の費用を助成します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延件数(件)	391	391	391	391	391

⑤ 寝具乾燥車派遣事業

寝具乾燥サービス業者が対象者の家庭を訪問する寝具乾燥車派遣事業を行うことにより、これらの者の生活の質の確保及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延派遣回数(回)	1,319	1,319	1,385	1,455	1,769

⑥ 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で日常生活用具が必要な方に対し、火災報知器、携帯型熱中症計、電磁調理器、自動消火器、おむつ等、感震ブレーカーの給付を行います。

1) 火災報知器

屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであり、概ね65歳以上の低所得の重度要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等を対象として給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
火災報知器(件)	1	1	5	9	29

2) 携帯型熱中症計

気温及び湿度を計測し、熱中症の危険性を音及び光で知らせるものであり、概ね65歳以上の低所得の重度要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者等を対象として給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
携帯型熱中症計(件)	10	10	12	14	22

3) 電磁調理器

電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るものであり、概ね65歳以上の防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等を対象として給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
電磁調理器(件)	4	4	4	4	4

4) 自動消火器

室内温度の異常上昇又は煙の接触で自動的に消化液を噴出し、初期火災を消火し得るものであり、概ね65歳以上の防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等を対象として給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
自動消火器(件)	1	1	1	1	1

5) おむつ等

概ね65歳以上の失禁状態の重度要介護高齢者で一定の所得要件に該当する方を対象として、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋及び清拭剤の給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
おむつ等利用(件)	1,197	1,329	1,476	1,639	2,242

6) 感震ブレーカー

地震を感知して自動的にブレーカーを作動させることで地震火災を防止するものであり、概ね65歳以上の防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等を対象として給付を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
感震ブレーカー(件)	—	20	20	20	20

⑦ 介護保険サービス利用助成金交付

市民税非課税世帯であって居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスに必要な利用料を負担することが困難な方に、利用料の一部を助成します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延助成件数(件)	16,450	16,450	16,450	16,450	16,450

⑧ 配食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居となる世帯を対象に、安否確認を兼ねた訪問配食事業として事業所に委託して昼食の配食を実施します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延配食数(食)	79,594	79,594	81,186	82,810	91,429

⑨ 移送サービス費助成事業

寝台車両及び車いすを必要とする65歳以上のねたきり高齢者等が通院などをする際に移送サービスを提供するもので、ねたきり等で要介護認定を受けた方（要介護度3～5）で一定の所得要件に該当する方を対象に、移送費用に対する助成を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延助成件数(件)	191	191	195	199	216

⑩ 訪問理美容サービス事業

寝たきりの状態等により外出することが困難な高齢者に対して、訪問により理容又は美容を行うサービスを実施します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
延助成件数(件)	216	216	225	234	285

⑪ 日常生活自立支援事業利用料助成

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う埼玉県日常生活自立支援事業を利用する方に対して、新座市日常生活自立支援事業利用料助成金を交付します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度に移行するケースの相談支援等について、関係機関と連携し、対応方策について検討していきます。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
利用人数(人)	7	7	7	7	7

⑫ 介護保険サービス等に係る診断書助成

介護保険サービス等を受けることに伴い、診断書の作成に要する費用を支払った方に対して、新座市介護保険サービス等に係る診断書料助成金を交付します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
利用人数(人)	6	6	6	6	6

⑬ 高齢者虐待等緊急ショートステイ事業

養護者による高齢者虐待等により緊急に保護が必要とされる高齢者が、老人福祉法に基づき市長が指定した施設に、一時的に入所する事業です。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
利用人数(人)	6	6	6	6	6

⑭ 緊急連絡カード配布事業

ひとり暮らし高齢者等の緊急事態発生時に速やかに援護できるよう、緊急連絡カードを作成し配布します。

併せて、緊急情報ステッカーを併用することにより、高齢者の安否確認や安心感の醸成を図ります。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
累計発行数(件)	3,359	3,595	3,847	4,117	5,397

⑮ 高齢者介護サービス費等資金貸付

高額介護サービス費等に相当する費用の支払が困難な方に対し、その支払に必要な資金の貸し付けを行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
利用人数(人)	0	0	0	0	0

(2) 高齢者福祉施設

老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」において記載すべきサービス等の目標量は次のとおりです。

① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、自立した日常生活の営みを提供します。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
施設数(施設)	0	0	0	0	0
入所定員(人)	-	-	-	-	-
利用人数(人)	31	31	30	30	30

② 軽費老人ホーム(ケアハウス)

無料又は低額な料金で、食事などの生活に必要なサービスの提供を行います。

(平成29年10月1日現在)

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
施設数	1	1	1	1	1
入所定員	89	89	89	89	89
利用者数	全入居者	88	-	-	-
	市内在籍者	20	20	20	20

③ 老人福祉センター

健康の増進や教養の向上などを図るため、レクリエーション等を通じた交流や仲間づくりを行います。

なお、移転が決定した第二老人福祉センターについては、現状より広く、利用者に親しまれる安全で快適な施設とします。

その他の施設についても、必要に応じて改修・改築を検討していきます。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
施設数(施設)	3	3	3	3	3

(3) 高齢者向け健康増進事業

健康増進法に基づく健康増進事業とは、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を促進するとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することなどを主眼とした事業です。

① 健康手帳の交付

自らの健康管理を実践するための指針となる健康手帳を配布します。

薬剤師会では、正しい服薬管理ができるよう「お薬手帳」を配布しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
配布者数(人)	300	-	-	-	-

② 健康教育

より多くの市民が参加できるよう、身近な地域における開催に努めるとともに、個人の生活習慣に対応した継続的な保健指導が行えるよう事業を実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実施者数(人)	2,600	-	-	-	-

③ 健康相談

市民が自ら健康問題を解決していけるよう、高齢者いきいき広場や商店街のすこやか広場など、高齢者が集まる場を利用した健康相談や精神保健相談を実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実施者数(人)	1,600	-	-	-	-

④ 訪問指導

高齢者相談センターと連携し、閉じこもり、認知症、高次脳機能障がい、うつ等の予防のための訪問指導を実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実施者数(人)	3	-	-	-	-

⑤ 各種検診（がん・骨粗しょう症・歯科衛生）

健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して受診勧奨を行うとともに、市民が受診しやすい環境づくりを促進し、受診率の向上に努めています。

がん検診

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延実施者数(人)	61,503	-	-	-	-
65歳以上延実施者数(人)	34,686	-	-	-	-

骨粗しょう症検診

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延実施者数(人)	360	-	-	-	-
65歳以上延実施者数(人)	165	-	-	-	-

成人歯科検診

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延実施者数(人)	359	-	-	-	-
65歳以上延実施者数(人)	75	-	-	-	-

2 生きがいと社会参加支援に係る施策

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、次の各種の事業を実施します。

(1) 地域活動の支援

① 老人クラブ活動の活性化支援（長寿はつらつ課）

地域支援事業におけるいざ元気アップ広場（健康体操）及びいざ元気アップウォーキングと連携しているほか、世代間交流機会の拡充、高齢者自身の心身の健康を保持するための健康づくり事業や、小学生の登下校や地域の見守り活動などの友愛活動等を実施しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
老人クラブ会員数(人)	1,753	1,800	1,800	1,800	2,000

② 地域における交流拠点の確保（長寿はつらつ課・経済振興課）

高齢者いきいき広場は、高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等のための施設を提供するほか、健康相談、介護相談その他各種の相談の場を提供するための事業で、現在、市内に5か所設置しています。

すこやか広場は、商店街の空き店舗を活用し、買い物をする者の休憩の場等を提供することにより、商店街の活性化を図るための施設で、現在、市内に2か所設置しています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
高齢者いきいき広場利用者数(人)	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500
すこやか広場利用者数(人)	20,500	20,700	20,700	20,700	21,000

③ 老人福祉センターの活用と充実（長寿はつらつ課）

市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、社会的活動への参加と地域交流を進めるための施設で、市内に3施設あり、利用者による活発な自主サークル活動も行われています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
老人福祉センター利用者数(人)	143,000	143,000	143,000	144,000	147,000

④ 学校教育との連携による世代間交流の促進

(生涯学習スポーツ課・長寿はつらつ課)

市内の各小・中学校において「総合的な学習の時間」や「高齢者いきいき広場」、
「生涯学習ボランティアバンク」等を活用し、地域の高齢者と交流する機会の提供を行っています。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
高齢者いきいき広場 交流会参加者数(人) ※児童、園児	85	85	85	85	85
高齢者いきいき広場 交流会参加者数(人) ※高齢者数	60	60	60	60	60

⑤ シルバー人材センターの支援 (長寿はつらつ課)

シルバー人材センターに対し、社会的意義や公共的役割の機能を促進する観点から財政的支援を行います。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
助成金(千円)	17,062	16,128	16,128	16,128	16,128

(2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進

① 公民館等における講座の開催 (生涯学習スポーツ課・長寿はつらつ課)

高齢者のニーズに対応した学習機会を提供するため、生涯学習情報誌の活用やホームページ等により、分かりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市内小・中学校、高等学校及び専門学校・大学等との連携を図り、市民を対象とした講座等を提供します。各講座については、利用者の意向に基づきながら魅力ある事業の提供を行います。

区 分	実績値	第7期計画期間			長期推計
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年
にぎの生涯学習 更新回数(回)	2	2	2	2	2

② 新座市民総合大学の推進（生涯学習スポーツ課）

毎年、市内3大学（跡見学園女子大学・十文字学園女子大学・立教大学）の協力を得て、3学部3学科を開学しており、大学修了後、ボランティア活動に御協力いただける方には、サポーターとして市が委嘱を行います。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
サポーター 延委嘱数(人)	73	80	80	80	80

③ 生涯学習ボランティアバンクの推進（生涯学習スポーツ課）

様々な知識や経験、優れた技能や技術を持った方が生涯学習指導者として登録し、これから学習活動に取り組もうとするグループや個人に対して、登録者を紹介する制度です。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
登録者数(人)	117	120	120	120	120

④ スポーツ・レクリエーション活動の促進

（生涯学習スポーツ課・長寿はつらつ課）

高齢者を始め、全ての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市営運動施設の利用促進に努めるとともに、中高年者向けスポーツ・レクリエーション教室を開催します。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
スポーツ教室 参加者数(人)	3,318	3,318	3,318	3,318	3,318

(3) こころのバリアフリー施策の推進

① 学校教育における福祉教育の推進（教育支援課）

高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から生きた知識や人間の生き方を学ぶ機会を提供してもらうため、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者との交流活動や実践活動を通して福祉に関する啓発を行っています。

第7期計画では、特色のある学校の取組を共有することによる教育計画の見直しや、埼玉県認知症サポーター事業の周知継続、職場体験学習後の生徒の意見の共有などの取組を推進します。

② 福祉に関する理解のための啓発（福祉政策課）

高齢者を始め障がい者、健常者や子どもたちが交流する、心のかよう福祉を考える機会を提供するため、引き続き、福祉の里で福祉フェスティバルを開催しています。

区 分	実績値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
フェスティバル 来場者数(人)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

③ ボランティア登録の促進と活動機会の推進

(地域活動推進課・生涯学習スポーツ課)

地域活動推進課を情報収集の拠点として、社会福祉協議会ボランティアセンターや生涯学習ボランティアバンクとの連携による情報の一元的整理・把握を行っています。

団塊世代を始めとするシニア世代は、今後の市民との協働によるまちづくりの貴重な担い手であるため、気軽に地域活動への第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、地域デビューセミナーを開催します。

区 分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
地域デビューセミナー 参加者数(人)	130	130	130	130	130
ボランティアガイド発行数(部)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(4) 災害時の安全確保に係る施策の推進

(危機管理課・長寿はつらつ課・介護保険課・障がい者福祉課)

災害時に自力での避難が困難な「避難行動要支援者」が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、対象者個々に応じた避難支援プランを作成しています。また、避難行動要支援者に対する支援が円滑に実施できるように、町内会、自主防災会等と連携し、情報の共有を行っています。

3 住まいと住宅関連施策

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者が心身の状況に応じて、安心して日常生活が送れる住まいの選択ができる環境整備が必要となります。

このため、住み慣れた自宅において、安心して暮らし続けられるよう支援するほか、心身や環境の変化に伴う住み替えの際の選択肢となり得る有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備に当たり、高齢者の日常生活に配慮されたものとなるよう、届出・登録を受け付ける埼玉県との調整を図っていきます。

(1) 高齢者居宅改善整備費助成事業

高齢者が日常生活において直接利用する居宅の一部を使いやすく改修しようとする際の費用の一部を助成します。

介護保険サービスにおける住宅改修費の支給と併用して、また、介護保険サービスにおいては対象とならない一定の改修工事について、助成を実施します。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
延助成件数(件)	67	67	72	77	98

(2) 高齢者賃貸住宅家賃助成

市内の賃貸住宅に居住する高齢者が立ち退きの理由で他の市内の賃貸住宅に転居した場合、又は、身体上の都合によりやむを得ず住宅の2階以上から1階へ転居した場合で、転居後の家賃が転居前の家賃より高額となったときに、その差額を最大2年間助成します。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
実利用者数(人)	2	2	3	4	5

(3) 高齢者住宅

建て替え等の立ち退きの理由で住宅に困窮している場合に市が借り上げた高齢者住宅を提供する事業で、現在、1棟8戸を提供しています。

区分	見込値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
入居者数(人)	6	6	8	8	8

(4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が入居し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援等が提供される施設です。

現在、市内には、介護保険サービスの特定施設として指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」5施設(定員405人分)、特定施設の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」2施設(定員250人分)が整備されています。

今後においては、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を含めた住み替えの選択肢の1つとして、届出を受ける埼玉県と調整を図りながら、市民の利用や空室状況等を把握し整備に努めていきます。

区 分	実績値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
施設数(施設)	7	7	8	8	8
入所定員	655	655	756	756	756
入所者数	450	—	—	—	—
市民入居者	156	—	—	—	—

平成29年度は、平成29年10月1日現在の数値です。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向けの賃貸住宅であり、安否確認や生活相談その他の日常生活を営むために必要なサービスが提供されるものです。

平成23年度に「高齢者住まい法」に位置付けられて以来、介護保険サービスの特定施設としての指定を受けたものや医療系サービスの充実を図ったものなど、現在、市内には7棟274戸が整備されています。

今後においても、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う埼玉県が定める「高齢者居住安定確保計画」との調和を図りながら、高齢者の多様なニーズに応じた整備に努めていきます。

区 分	実績値	第7期計画期間			長期推計
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年
施設数(施設)	7	7	7	7	7
入所定員	274	274	274	274	274
入所者数	244	—	—	—	—
市民入居者	134	—	—	—	—

平成29年度は、平成29年10月1日現在の数値です。

資料編

資料 1 策定体制及び策定経過

1 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例

(平成 26 年新座市条例第 9 号)

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定による高齢者福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）を適正に推進するため、新座市介護保険事業計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 介護保険料負担事業所の代表者
- (5) 介護保険の被保険者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

2 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成32年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	(社)至誠学舎立川	ハシモト マサアキ 橋本 正明	委員長
	十文字学園女子大学	ヤマグチ ユミ 山口 由美	副委員長
医療保健関係者	朝霞地区医師会 新座支部	カイエダ マコト 海江田 亮	
	朝霞地区歯科医師会 新座支部	イシカワ マサヒコ 石川 雅彦	
	朝霞地区薬剤師会	ハタナカ ノリコ 畑中 典子	
	看護師	ミヤザキ ヒロコ 宮崎 祐子	
	堀ノ内病院	ハラ アイ 原 愛	
福祉関係者	北野病院	ハンバ フタバ 番場 双葉	
	指定介護老人福祉施設	カミヤ ミノル 神谷 稔	
	社会福祉協議会	ミヤザキ ミツル 宮崎 満	
	民生委員・児童委員 協議会	スタ クニヒコ 須田 邦彦	
	高齢者相談センター (地域包括支援センター)	イナガキ カズヒサ 稲垣 一久	
保険料負担 事業所関係者	商工会	ナミキ シゲカズ 並木 重和	
被保険者代表	第1号被保険者	タテウチ ミノル 館内 實	
	第2号被保険者	ナカタ タクジ 仲田 拓司	
	老人クラブ連合会	チバ シゲノブ 千葉 重信	
	町内会連合会	サハラ ノリヒサ 佐原 範久	
	連合埼玉朝霞・ 東入間地域協議会	ツチヤ コウイチ 土屋 幸一	

3 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成29年 5月23日	<p>第1回新座市介護保険事業計画等推進委員会 諮問 (1)新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について (2)第7期介護保険事業計画の基本指針と策定プロセスについて</p> <p>[配布資料] ①基本指針について（社会保障審議会介護保険部会資料（抜粋）） ②第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール（社会保障審議会介護保険部会資料（抜粋））</p>
8月9日	<p>第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第6期計画における施策・事業評価について (2)第7期計画策定に向けた課題について</p> <p>[配布資料] ①第6期計画における施策・事業評価について ②新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 第7期計画策定に向けた課題について ③新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果自由意見 ④新座市在宅介護実態調査自由意見</p>
8月27日	<p>新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期計画）の策定に係る公聴会</p>
10月19日	<p>第3回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第7期計画の骨子について (2)公聴会の意見について (3)平成28年度介護保険事業特別会計決算状況について</p> <p>[配布資料] ①新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 骨子案概要版 ②新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画 骨子（案） ③公聴会（概要版） ④決算成果説明書</p>
11月15日	<p>第4回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について</p> <p>[配布資料] ①第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）</p>

開催年月日	議題及び配布資料
12月15日 ～平成30年 1月5日	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案に対する意見等の募集
1月30日	<p>第5回新座市介護保険事業計画等推進委員会</p> <p>(1)第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見募集の結果について</p> <p>(2)第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について</p> <p>[配布資料]</p> <p>①第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見等について</p> <p>②第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）</p>
2月14日	<p>第6回新座市介護保険事業計画等推進委員会</p> <p>(1)第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）について 答申</p> <p>[配布資料]</p> <p>①第7期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（答申案）</p>

資料 2 諮問・答申

諮 問

新 介 発 第 4 8 2 号

平成 2 9 年 5 月 2 3 日

新座市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並木 傑

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第7期）について
（諮問）

本市では、「すべての高齢者が人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で生き生きと自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現」を基本理念とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、高齢者福祉施策や介護予防事業等の充実・推進を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいりました。

今後は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、これまでの取組を更に発展させ、住み慣れた地域において医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援といったサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進が求められているところです。

本市におきましても、現在、正に高齢化が進展している中で、こうした中長期的な視野に立った施策展開を図るべく、新たに平成30年度から平成32年度までを計画期間といたします『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第7期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

答 申

平成 3 0 年 2 月 1 4 日

新座市長 並木 傑 様

新座市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 橋本 正明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

平成29年5月23日付け新介発第482号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた18人の委員で協議を重ね、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第7期計画）」を策定しましたので、ここに答申いたします。

資料3 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第7期計画の策定に向け、要介護状態になる前の高齢者を対象として、高齢者の生活状況や生活支援ニーズ等を把握するとともに、要介護・要支援認定を受けている方及びその主な介護者を対象として、在宅介護の実態や生活支援のニーズ等を把握し、今後の高齢者等支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

(2) 調査方法及び回収結果

調査方法 : 郵送配布・郵送回収による記名式調査

① 日常生活圏域ニーズ調査

調査期間：平成29年1月13日～平成29年1月24日

対象者：平成28年12月1日現在、65歳以上で、要介護1～5の認定を受けていない方

対象者数	有効回収数	有効回収率
34,902 人	26,480 人	75.9%

② 在宅介護実態調査

調査期間：平成29年1月14日～平成29年1月31日

対象者：在宅で生活している要介護・要支援認定を受けている方のうち、更新申請及び区分変更申請をした方とその主な介護者の方（平成28年12月1日を基準日として抽出）

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,187 人	928 人	78.2%

(3) 回答者の属性

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

〔性別×年齢別〕

単位：上段は人、下段は構成比（％）

区分	65～74歳			75歳以上					総数
	65～69歳	70～74歳	計	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計	
男性	3,763 30.9	3,188 26.1	6,951 57.0	2,894 23.7	1,721 14.1	541 4.4	90 0.7	5,246 43.0	12,197 100.0
女性	4,355 30.5	4,037 28.3	8,392 58.8	3,316 23.2	1,839 12.9	582 4.1	154 1.1	5,891 41.2	14,283 100.0
総数	8,118 30.7	7,225 27.3	15,343 57.9	6,210 23.5	3,560 13.4	1,123 4.2	244 0.9	11,137 42.1	26,480 100.0

〔性別×認定別〕

単位：上段は人、下段は構成比（％）

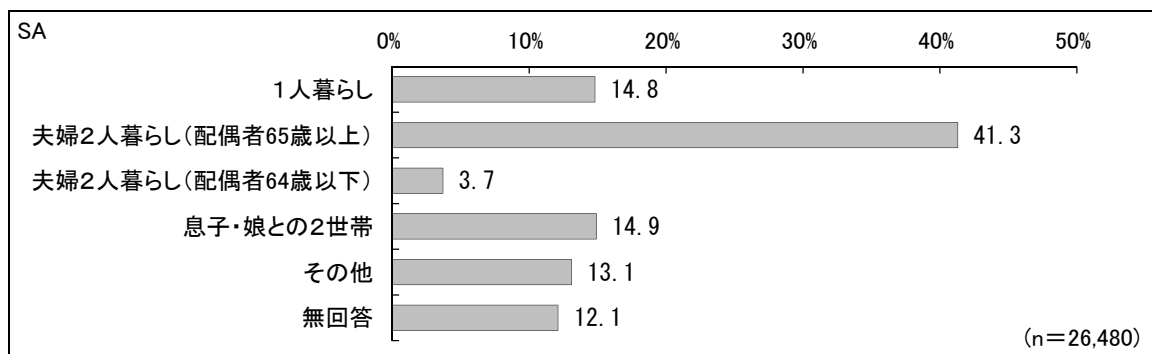
区分	一般高齢者	認定別			総数
		要支援1	要支援2	計	
男性	11,849 97.1	268 2.2	80 0.7	348 2.9	12,197 100.0
女性	13,594 95.2	520 3.6	169 1.2	689 4.8	14,283 100.0
総数	25,443 96.1	788 3.0	249 0.9	1,037 3.9	26,480 100.0

〔性別×圏域別〕

単位：上段は人、下段は構成比（％）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	総数
男性	1,864 15.3	1,863 15.3	2,484 20.4	1,889 15.5	2,165 17.8	1,932 15.8	12,197 100.0
女性	2,145 15.0	2,189 15.3	2,824 19.8	2,264 15.9	2,554 17.9	2,307 16.2	14,283 100.0
総数	4,009 15.1	4,052 15.3	5,308 20.0	4,153 15.7	4,719 17.8	4,239 16.0	26,480 100.0

図 家族構成



② 在宅介護実態調査

本調査における回答者の属性は以下のとおりとなっています。

〔性別×年齢別（本人）〕

単位：上段は人、下段は構成比（％）

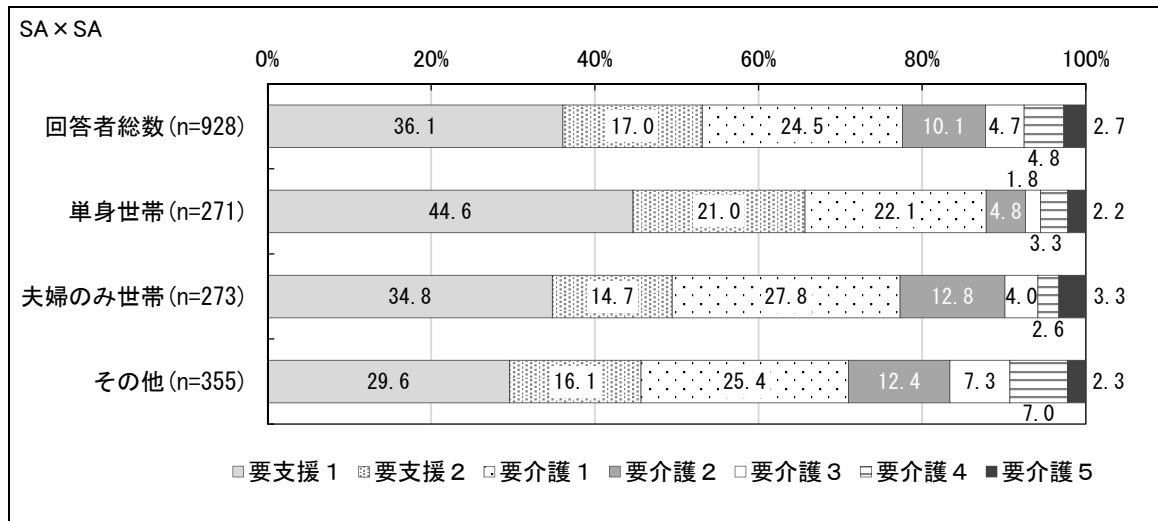
区分	65～74 歳			75 歳以上					総数
	65～ 69 歳	70～ 74 歳	計	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90 歳 以上	計	
男性	23 7.1	45 14.0	68 21.1	79 24.5	87 27.0	67 20.8	21 6.5	254 78.9	322 100.0
女性	28 4.6	62 10.2	90 14.9	107 17.7	181 29.9	149 24.6	79 13.0	516 85.1	606 100.0
総数	51 5.5	107 11.5	158 17.0	186 20.0	268 28.9	216 23.3	100 10.8	770 83.0	928 100.0

〔性別×年齢別（主な介護者）〕

単位：上段は人、下段は構成比（％）

区分	20 歳 未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳 以上	わから ない	無回答	総数
男性	0 0.0	1 0.6	1 0.6	13 7.7	45 26.8	50 29.8	35 20.8	23 13.7	0 0.0	0 0.0	168 100.0
女性	1 0.3	1 0.3	6 2.0	28 9.5	85 28.8	85 28.8	37 12.5	51 17.3	0 0.0	1 0.3	295 100.0
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	1 7.7	0 0.0	1 7.7	0 0.0	10 76.9	13 100.0
総数	1 0.2	2 0.4	7 1.5	41 8.6	131 27.5	136 28.6	72 15.1	75 15.8	0 0.0	11 2.3	476 100.0

図 要介護度別世帯類型



注) 世帯類型の設問に対して「無回答」の方がいるため、回答者総数と世帯類型別の合計が異なります。

資料 4 公聴会における意見の概要

〔公聴会の概要〕

名 称	新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）策定に係る公聴会
日 時	平成29年8月27日（日）午前10時30分から
会 場	新座市役所 第2庁舎 会議室5

〔発表内容〕

公述人	タイトル及び概要
公述人1	<p>【要支援1及び2の削減について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者手帳3級、要支援1であったが、日常生活は努力し自立していたところ、要支援1を打ち切ると連絡を受けた。簡単に打ち切らないでほしい。 ○ 新座市は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が充実しており、それはありがたいと思っている。
公述人2	<p>【「最後まで住み慣れた地域で」を実現するために】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の現場では、学生の応募がない上に有効求人倍率は高く、基本報酬は前回下がっているので非常に深刻な状況である。総合事業の担い手になってくださる方も少なく、今後要支援者に対応することが難しくなってくる。 ○ 認定を持っていてもサービスを利用していない方の調査を実施してほしい。 ○ 生活援助は家事代行ではなく、最後のセーフティネットである。自治体からしっかりと声を上げ、使いやすい制度に変えてほしい。
公述人3	<p>【地域ケア会議のあり方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度から埼玉県モデル事業として行っている自立支援型地域ケア会議では、「できないことをできるようにする」医学モデルを根拠に自立としていることが問題と感じている。 ○ ケアマネジャーは生活モデルに基づき、尊厳の保持を前提にケアマネジメントを行っている。高齢者のより良い暮らしを実現するために、行政・ケアマネジャー・事業所の対話の機会を設けてほしい。
公述人4	<p>【「誰もが安心して利用できる介護保険制度を目指して」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者医療や介護の講習会や相談会を開催すると、介護保険に対する期待や不安の声が寄せられる。新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、制度への不安や保険料の高さへの不満が裏付けられており、これらの声を重視すべきである。 ○ 厚生労働省は制度の改悪をしようとしているが、利用者の立場に立った事業計画を策定してほしい。

公述人	タイトル及び概要
公述人 5	<p>【介護予防事業について／縦割り行政の是正について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての地域の徒歩15分程度の範囲に、無料で介護予防活動に参加できる場を整備してほしい。 ○ 高齢者いきいき広場は盛況であり、参加者同士で互いに支えあい、場を盛り上げる姿勢が伝わった。 ○ 市は、こういった住民が自発的に始めている活動から学び、それをどうサポートしていくかを考えるべきである。
公述人 6	<p>【高次脳機能障がいの方への介護保険サービスでの支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス利用者の中に、高齢の高次脳機能障がいの方もいる。それを踏まえ、認知症施策の中で、介護保険サービスの利用が優先される、高次脳機能障がいの方向けの具体的な支援の仕組みを用意してほしい。 ○ 高次脳機能障がいの第二号被保険者の方について、介護保険しか利用できないという誤解を与えないよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を検討してほしい。
公述人 7	<p>【「要支援1・2の総合事業を大切に」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援1・2の方の訪問介護と通所介護が総合事業となったが、緩和型等への移行はしないでほしい。 ○ 様々な介護予防事業が実施されているが、多くの方が参加可能となるよう会場や日数を増やしてほしい。 ○ 新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも様々な意見が出ているが、その意見を大切に、介護保険料やにいバスの本数増加等について考慮してほしい。

資料5 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第7期) 素案に対する意見の概要

平成29年12月15日から平成30年1月5日の期間において、パブリックコメントに準ずる市民等への意見募集を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等推進委員会の考え方は次の表のとおりです。

No.	計画書記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	18	<p>計画の基本理念について 「地域共生社会」の実現を目指すとの文言を削除してください。 年間10万人もの介護離職がある現在、介護の担い手を家族や地域住民の繋がりで見守ることは、介護保険法の「介護の社会化」の実現を放棄するように受け取れます。介護は極めて専門性が求められることから、地域の繋がりでは解決しません。 むしろ低所得者対策を強化するなどのために公費負担の増額が必要であり、地域の理解が得られるように努力することを基本理念に取り入れてください。</p>	<p>地域共生社会の実現は、地域包括ケアシステムの強化につながるものとして国の基本指針に示されており、本市でも第7期の基本理念に掲げ、実現を目指して取り組んでまいりたいと考えています。 また、公費負担割合は、介護保険制度で定められているため、増額については、基本理念に取り入れることは困難であると考えます。</p>
2	19	<p>地域包括ケアシステム構築に向けて 引き続き充実した取り組みをお願い致します。</p>	<p>今後も引き続き、新座市の実情に応じた施策を展開してまいります。</p>
3	23	<p>第7期計画における事業について 地域支援事業の目標に掲げる事業を一層拡充する方向で努力し、これに必要な費用については「上限」を理由に、利用者の利用を制限することの無いようにしてください。</p>	<p>地域支援事業については、計画に掲げる事業を推進してまいります。計画上の事業費は上限に達していないため、更なる拡充をしても第7期中は上限を超えることはありません。</p>
4	62	<p>特別養護老人ホームについて 引き続き特別養護老人ホームの増設をしてください。待機者数の実態と予測に応じた目標を掲げ、計画的に整備をしてください。 要介護1・2でも特例での入所が可能であり、市の関与が重要な役割を担っています。特養入所状況を常に把握する対応を取ってください。</p>	<p>今後の利用者数を見込み、計画的に整備を進めてまいります。地域密着型特別養護老人ホームが平成30年4月に29床、広域型特別養護老人ホームが平成31年4月に100床の整備が進んでおりますことから、新たな整備計画を追加する必要は無いと考えます。 また、要介護1及び2の特例入所については、現状の把握に努め、施設サービスが必要な方には適切にサービスが提供されるよう進めてまいります。</p>
5	62	<p>施設サービスについて 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備目標がありません。市内の待機者の実態と予測に応じた目標を計画に盛り込むべきです。</p>	<p>(再掲) 地域密着型特別養護老人ホームが平成30年4月に29床、広域型特別養護老人ホームが平成31年4月に100床の整備が進んでおりますことから、新たな整備計画を追加する必要は無いと考えます。</p>

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
6	62	<p>介護保険サービスの質の向上について 市内サービス事業所がどのような研修が必要であるのか分かるようにするため研修会の企画段階から、サービス事業者やケアマネジャー等の参画を希望する。</p>	<p>介護保険サービスの質の向上のためにどのような研修が必要であるについて、事業者や介護支援専門員の御意見を伺うことは重要であると考えます。その具体的な方法については、検討させていただきます。</p>
7	63	<p>介護人材の確保について 介護人材の不足は、介護職員の処遇の低さが最大の要因です。介護報酬の加算による処遇改善ではなく、国庫補助による処遇改善を国に対して要望してください。 また、県に対しても独自の処遇改善策の実施を要望してください。大阪府茨木市では市独自の家賃補助事業を実施しています。新座市でも市独自の施策を盛り込んでください。</p>	<p>介護人材の確保は、喫緊の課題であると認識しており、介護職員の処遇改善等について、必要に応じて国や県へ要望してまいります。 また、介護職員の処遇改善策は、国が統一した基準で実施することが望ましいと考えております。 現状では、介護人材の確保に対する市独自の施策を計画に盛り込む考えはありません。</p>
8	63	<p>規範的統合の推進について 介護保険の自立支援や介護予防といった理念→介護保険法には理念という言葉はなく目的であり、この記載は間違いではないか。 第一条「(前略) これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(略)国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」とある。 第二条第二項のみを抜粋せず、四項「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」ことも含め明記すべきではないか。 規範的統合とは規範(ルール)に沿ってまとめるという意味。支援とは一人ひとりに合わせて行うことから、市の方向性、この文脈では自立支援や介護予防に、高齢者は自ら健康増進や介護予防に取り組むという考えに従うような意味合いに読み取れる。一人ひとりに合わせた支援ではなく市の考えに規範的統合するよう求めるのはなぜか。</p>	<p>計画の表現は国の総合事業ガイドラインから抜粋したもので、理念とは、まさに介護保険法の理念ということで法文の中から引用した言葉ではないものと理解しています。 また、規範的統合で共有する介護保険法の理念には、当然第2条第4項の理念も含まれますので、改めて明記する考えはありません。 なお、共有する規範には介護保険法の理念に基づいて実施する施策の基本的な考え方や方向性等も含まれるものと考えます。 したがって、介護保険法の理念に基づき実施する市の施策に対する基本的な考え方や方向性について関係者間の意識の共有を求めるものです。</p>
9	66	<p>基本チェックリストについて 要介護・要支援認定を省略する手段として「チェックリスト」を利用しないでください。介護保険の給付を受ける権利を侵害することのないようにしてください。</p>	<p>チェックリストは、サービスが必要な方のうち、総合事業のみを利用する方の簡易的な手続きとして実施しているものであり、保険給付の権利を侵害することのないよう引き続き、適切に実施してまいります。</p>
10	66	<p>新総合事業の現行相当サービスについて 事業所の撤退や廃業は介護利用者にとっても大きな問題です。現行相当サービスの報酬を実質的に低下させることの無いようにしてください。</p>	<p>介護給付の報酬を踏まえつつ、利用者、事業者にとって過度な負担とならないよう設定してまいります。</p>

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
11	66	<p>サービス提供に必要な総合事業費の確保について</p> <p>サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。不足する場合は国に負担を求め、同時に市の一般会計から補填する措置を取ってください。また、給付ではなく「事業」だからと、提供するサービスに上限を設けず、必要とする方に必要なサービスが提供できるようにしてください。</p>	<p>総合事業費については、第7期計画上の事業費は上限を超えることはありません。</p> <p>また、サービスが必要な利用者に対し、適切にサービス提供されるよう供給体制の確保に努めてまいります。</p>
12	66	<p>無資格者によるサービスA型の実施について</p> <p>報酬が現行水準より大幅に低下することが見込まれるため、専門家の配置は困難となり、介護の質の低下を招く危険があります。無資格者によるサービスA型は安易に実施しないでください。また、事業所の経営悪化を引き起こし、事業の縮小・撤退が懸念されます。</p> <p>そのため、無資格者によるサービスA型を安易に実施しないでください。</p>	<p>法の趣旨にのっとり、サービスAを創設しており、さらに研修の充実及び報酬の設定についても、現行の報酬の中でのバランスを踏まえ設定してまいります。</p>
13	66	<p>介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>訪問型サービス、通所型サービスが継続して利用できるようにしてください。事業費が不足する場合は国に負担を求めると同時に市の一般会計から補填をしてください。</p> <p>また、市が実施する研修を修了した無資格者がサービスを提供するサービスAは安易に実施せず、現行相当サービスを受けられるようにしてください。介護の質の低下を招くことが懸念されると、不安の声があります。報酬の低下が見込まれることによって事業所の経営が悪化し、事業の縮小や撤退が懸念されています。</p>	<p>(再掲) 総合事業費については、第7期計画上の事業費は上限を超えることはありません。また、サービスが必要な利用者に対し、適切にサービス提供されるよう供給体制の確保に努めてまいります。</p> <p>(再掲) 法の趣旨にのっとり、サービスAを創設しており、さらに研修の充実及び報酬の設定についても、現行の報酬の中でのバランスを踏まえ設定してまいります。</p>
14	68	<p>介護予防ケアマネジメントについて</p> <p>新総合事業のケアマネジメントでは、必要なホームヘルプ・デイサービスは継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。</p>	<p>必要なサービスが適切に利用者に提供されるよう指導してまいります。</p>
15	70	<p>軽度認知障害(MCI)改善プログラム実施事業について</p> <p>事業の対象に65歳以上の高次脳機能障害の方も含まれることを明示してください。</p>	<p>他事業にも対象者は明示していないため、当事業のみ対象者を明示することは考えていません。</p>
16	72	<p>ほっと茶や事業について</p> <p>閉じこもり予防になっている事業ですので充実をさせてください。</p>	<p>開催回数を増やすなどの充実を図ってまいります。</p>

No.	計画書記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
17	78	地域ケア会議について ケアマネジャーだけでは解決できない支援困難事例の解決のために、課題や問題の整理の場となるよう運営をしていただき、給付を抑制する場とならないようにしてください。	地域ケア会議の趣旨、目的に沿って、適切に実施してまいります。
18	78 85	地域ケア会議推進事業について 支援困難事例の解決のために、市側がしっかり受け止め、課題や問題の整理を行う場となるように運営してください。給付を抑制する場とならないようにしてください。	(再掲) 地域ケア会議の趣旨、目的に沿って、適切に実施してまいります。
19	78	地域ケア会議専門職へのケアマネジャーの配置について ケアマネジャーであれば、各専門職の助言をフォーマル、インフォーマル問わず行うことができるため、地域ケア会議専門職へケアマネジャーを配置すればどうか。	地域ケア会議への専門職として既に高齢者相談センター主任ケアマネジャーを配置しております。
20	78	地域ケア会議についての意見交換の場の設置について 県モデル事業ではアンケートのみであった。各高齢者相談センター単位で行うのであれば、地域ケア介護の内容や質の向上のためにケアマネジャーやサービス事業者が意見交換する場が必要である。推進会議の場においても同様と考える。	地域ケア個別会議については、各高齢者相談センターと調整の上、検討してまいります。 地域ケア推進会議については、個別ケースの検討を通じて蓄積された地域課題について、検討する会議ですので、意見交換の場としては考えておりません。
21	84	認知症総合支援事業について 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策を記してください。	本事業には第2号被保険者の方も該当する旨を明記します。
22	84	認知症初期集中支援チームについて 「認知症初期集中支援チーム」が既に設置されていることに敬意を表します。認知症専門医との連携強化を進めるとともに、認知症の早期診断を行う医療機関の整備を行ってください。また国や県に対して認知症専門医を養成する研修病院の設置を求めてください。	今後も引き続き、認知症施策の充実に努めてまいります。認知症の早期診断を行う医療機関の整備につきましては朝霞地区医師会と連携し対応してまいります。また、認知症専門医を養成する研修病院の設置につきましても必要に応じて要望してまいります。
23	84	認知症初期集中支援推進事業について 市内2カ所の医療機関に支援チームが配置されていますが、さらに拡充できるようにしてください。 国や県に対して認知症専門医を養成する研修病院の設置を求めてください。	認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症サポート医の資格など要件があるため、朝霞地区医師会と連携し、認知症サポート医の増員に努めると同時に、初期集中支援チームの充実に努めてまいります。 (再掲) また、認知症専門医を養成する研修病院の設置につきましても必要に応じて要望してまいります。

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
24	85	<p>認知症地域支援推進員について 認知症施策推進の要である認知症地域支援推進員の活動が推進されていることに敬意を表します。 認知症地域支援推進員の目標数を引き上げてください。今後も体制の維持と増員、研修事業の拡充等図られるようにしてください。</p>	<p>現在、市に1人、各高齢者相談センターに1人、NPO法人に1人、計9人を位置付けて、市全体の取組と各日常生活圏域での相談体制の整備を図っているところです。この人員体制を維持し、今後についても研修事業等の充実を図ってまいります。</p>
25	86	<p>ケアプランチェック、サービス事業者等への適正化支援事業について 実地指導とケアプランチェックの目的は異なることを理解して欲しい。 平成30年度より居宅介護支援の指定権者が自治体となるが、実地指導と介護給付費等費用適正化事業の意味合いが異なる。 当市では、介護保険課職員がテキスト通りに記載されているかどうかという視点で進められていた。適正化事業については、現状、市役所職員がケアプランについて助言できるのか疑問がある。ケアマネジャーがローテーションにより市役所職員とともにケアプランチェックを行うことはどうか。</p>	<p>居宅介護支援事業所の指定事務が移管される事に伴い、実地指導とケアプラン点検の双方の実施方法については今後検討する必要がありますが、目的に沿って適正に実施してまいります。 また、ケアプラン点検は、給付の適正化のために保険者が主体的に実施するものであり、個人情報観点から、市内介護支援専門員（ケアマネジャー）の参加は考えておりません。</p>
26	89	<p>認知症支援ガイドブックについて 新座市認知症支援ガイドブック（認知症ケアパス）で「認知症の方に関わる主な制度」として「精神障がい者保健福祉手帳」の紹介があるのと同様、「介護保険サービスの利用が優先される高次脳機能障がいの方」、特に65歳以上の高次脳機能障がいの方が、精神障害者保健福祉手帳を取得できることを周知していくことを計画に記してください。</p>	<p>本計画は、障がい者基本計画及び障がい福祉計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図っていくものです。その具体的な周知について本計画には、記載いたしません。精神障害者保健福祉手帳の取得について、障がい者福祉課と連携し周知に努めます。</p>
27	89	<p>認知症高齢者見守り事業について 対象に若年性認知症や高次脳機能障害者を含めてください。</p>	<p>認知症高齢者見守り事業の対象者として含めるよう対応してまいります。</p>
28	91	<p>認知症サポーター等養成事業について 認知症サポーター等養成事業のなかで、脳卒中の後遺症による高次脳機能障害や、65歳以上でも高次脳機能障害になることなどを周知していただきたいと思います。</p>	<p>周知するよう努めてまいります。</p>
29	102	<p>訪問指導について 「閉じこもりや認知症」と記してあるところに高次脳機能障害も加え、例えば「閉じこもりや認知症、高次脳機能障害」といったように記してください。</p>	<p>現在も対象者として実施しておりますので、御意見を踏まえて、追加して記載いたします。</p>

No.	計画書 記載頁	意見の概要	意見に対する考え方
30	－	<p>計画全体について 第7期計画全体が予防重視と感じられる。人は老いて必ず死ぬ。また、認知症、脳血管疾患、骨折、精神疾患、難病等どれだけ予防していても防げないこともある。その時のことを考えてもらうために、予防だけではないということを明記できないか。</p>	<p>第7期介護保険事業計画策定に当たっての基本的事項としての第一に「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」が示されており、これを踏まえ作成しております。</p> <p>なお、介護が必要となった方については、従来どおり、介護保険サービスの概要及び状況を記載しており、介護保険外の一般施策についても記載しているところです。</p>
31	－	<p>計画全体について 子育てをしながら親の介護をしている方も増加している。生計を維持するためには介護サービスに頼らなければいけない。やむを得ず離職する方もいるが、その後の復職が難しいこともある。40歳以上から保険料を徴収しており、これらの問題に該当する方々が被保険者であるため、介護離職やダブルケアに対する市としての取組も明記してほしい。</p>	<p>本計画においては、介護離職防止に向けた取組として、項目を立てて明記しておりませんが、グループホーム等地域密着型サービス及び特養などの施設サービスにおいて介護離職ゼロの取組として、利用者数を増やしサービス量を見込んでおります。わかりやすくするためサービス毎にその旨を記載いたしました。</p>
32	－	<p>高次脳機能障がいの方のための体制整備 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方が、介護保険サービスだけでなく、障害年金や介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスにつながるよう体制を整備していくことを計画に記してください。</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示したものでありますことから、高次脳機能障がいの方のための体制整備を具体的に記載することはいたしません。関係各課において連携を図り制度等の周知等を図ってまいります。</p>

新座市高齢者福祉計画
新座市介護保険事業計画
第7期計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月策定

発行 新座市
編集 新座市いきいき健康部介護保険課・長寿はつらつ課
〒352-8623 埼玉県新座市野火止1丁目1番1号
Tel 048-477-1111 (代)
Fax 048-482-5882
